

(第一類 第八号)(附属の二)

(三七九)

第二十六回国会
衆議院

農林水産委員会大蔵委員会連合審査会議録第一号

昭和三十三年三月三十日(土曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

農林水産委員会

委員長 小枝 一雄君

理事吉川 久衛君 理事笹山茂太郎君

理事白濱 仁吉君 理事山口長治郎君

理事稻富 稜人君 理事芳賀 貢君

赤澤 正道君 五十嵐吉蔵君

石坂 繁君 大石 武一君

川村善八郎君 木村 文男君

綱島 正興君 八田 貞義君

原 捨思君 松浦 東介君

赤路 友蔵君 石山 權作君

川俣 清吉君 久保田 豊君

楠 兼次郎君 中村 英男君

細田 綱吉君

大蔵委員会

理事有馬 英治君 理事小山 長規君

理事藤枝 泉介君 理事平岡忠次郎君

理事横銭 重吉君

奥村又十郎君 加藤 高蔵君

川島正次郎君 吉川 久衛君

杉浦 武雄君 竹内 俊吉君

坊 秀男君 前田房之助君

山本 勝市君 有馬 輝武君

井手 以誠君 春日 一幸君

神田 大作君 久保田鶴松君

田万 廣文君 竹谷源太郎君

出席政府委員

大蔵事務官(主計局長)

農林事務官(農地局長)

委員外の出席者

大蔵事務官(主計官)

大村 筆雄君

農林事務官 石田 朗君
部管理課長
農林技官(農地局建設部長) 清野 保君
農林水産委員 岩隈 博君
農林水産委員会専門員

本日の会議に付した案件

土地改良法の一部を改正する法律案

(内閣提出第八四号)

特定土地改良工事特別会計法案(内閣提出第七五号)

「小枝農林水産委員長委員長席に増く」

土地改良法の一部を改正する法律案

土地改良法の一部を改正する法律案

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十四条」を「第九十四条の九」に、

「第四十一条」を「第四十一条の二」に、

「第五十二条」を「第五十二条の二」に、

「第六十一条」を「第六十一条の二」に、

「第七十一条」を「第七十一条の二」に、

「第八十一条」を「第八十一条の二」に、

「第九十一条」を「第九十一条の二」に、

「第一百零一条」を「第一百零一条の二」に、

「第一百十一条」を「第一百十一条の二」に、

「第一百二十一条」を「第一百二十一条の二」に、

「第一百三十一条」を「第一百三十一条の二」に、

「第一百四十一条」を「第一百四十一条の二」に、

「第一百五十一条」を「第一百五十一条の二」に、

「第一百六十一条」を「第一百六十一条の二」に、

「第一百七十一条」を「第一百七十一条の二」に、

「第一百八十一条」を「第一百八十一条の二」に、

「第一百九十一条」を「第一百九十一条の二」に、

「第二百零一条」を「第二百零一条の二」に、

「第二百十一条」を「第二百十一条の二」に、

「第二百二十一条」を「第二百二十一条の二」に、

「第二百三十一条」を「第二百三十一条の二」に、

「第二百四十一条」を「第二百四十一条の二」に、

「第二百五十一条」を「第二百五十一条の二」に、

「第二百六十一条」を「第二百六十一条の二」に、

○小枝委員長 これより農林水産委員会、大蔵委員会連合審査会を開会いたします。

慣例により、私が委員長職務を行います。

土地改良法の一部を改正する法律案及び特定土地改良工事特別会計法案を一括議題といたします。

まず政府より特定土地改良工事特別会計法案の提案理由の説明を求めます。

「小枝農林水産委員長委員長席に増く」

土地改良法の一部を改正する法律案

土地改良法の一部を改正する法律案

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十四条」を「第九十四条の九」に、

「第四十一条」を「第四十一条の二」に、

「第五十二条」を「第五十二条の二」に、

「第六十一条」を「第六十一条の二」に、

「第七十一条」を「第七十一条の二」に、

「第八十一条」を「第八十一条の二」に、

「第九十一条」を「第九十一条の二」に、

「第一百零一条」を「第一百零一条の二」に、

「第一百十一条」を「第一百十一条の二」に、

「第一百二十一条」を「第一百二十一条の二」に、

「第一百三十一条」を「第一百三十一条の二」に、

「第一百四十一条」を「第一百四十一条の二」に、

「第一百五十一条」を「第一百五十一条の二」に、

「第一百六十一条」を「第一百六十一条の二」に、

「第一百七十一条」を「第一百七十一条の二」に、

「第一百八十一条」を「第一百八十一条の二」に、

「第一百九十一条」を「第一百九十一条の二」に、

「第二百零一条」を「第二百零一条の二」に、

「第二百十一条」を「第二百十一条の二」に、

「第二百二十一条」を「第二百二十一条の二」に、

「第二百三十一条」を「第二百三十一条の二」に、

「第二百四十一条」を「第二百四十一条の二」に、

「第二百五十一条」を「第二百五十一条の二」に、

「第二百六十一条」を「第二百六十一条の二」に、

「第二百七十一条」を「第二百七十一条の二」に、

「第二百八十一条」を「第二百八十一条の二」に、

役員の氏名又は住所に変更が生じたときも、また同様とする。

第二十三条第二項ただし書中「四十人以上」を「三十人以上」に、「六十人以上」を「四十人以上」に、「八十人以上」を「六十人以上」に、「百人以上」を「八十人以上」に改める。

第二十九條の二の次に次の一条を加える。

(仮理事の選任等)

第二十九條の三 役員の職務を行ふ者が不在のため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他利害関係有する者の請求があつたときは、都道府県知事は、仮理事を選任し、又は役員を選挙するための総会を招集して役員を選挙させることができる。

2 前項の総会の招集については、第二十八條及び第四十五條の規定を準用する。

第三十一条第二項中「第二十八條」の下に「(第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第三十二条第一項中「定款又は規約」を「又は定款」に改める。

第三十三条第二号中「又は変更」を「若しくは変更又は土地改良事業の廃止」に改める。

第三十四条中「第二十八條」の下に「(第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条ただし書中「定款」を「第二十九條の三第一項の規定により招集される総会以外の総会については、定款」に改める。

第三十六条第一項中「第九十條第三項又は第九十一條後段」を「第九十條第四項又は第九十一條第一項後段」に改める。

第三十八條中「(第四十二條第二項の規定による決済により徴収すべき金銭を含む。)、前条の過怠金又は換地計画若しくは交換分合計画において定める清算金」を、第四十二條第二項の規定による決済により徴収すべき金銭及び換地計画又は交換分合計画において定める清算金(以下次条までにおいて「賦課金等」と総称する。及び賦課金等に係る延滞金並びにその延滞金以外の前条の過怠金)に改める。

第三十九條第一項を次のように改める。

土地改良区は、賦課金等若しくはこれに係る延滞金又はその延滞金以外の第三十七條の過怠金を滞納する者がある場合には、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。

第三十九條第三項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 土地改良区は、夫役現品の賦課を受けて定期内にその履行をせず、且つ、夫役現品に代るべき金銭を納付しない者がある場合又は夫役現品若しくはこれに代るべき

金銭に係る延滞金を納付しない者がある場合には、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならぬ。この場合において、当該夫役又は現品の必要が既になくなつてゐるときその他特別の事情があるときは、当該夫役又は現品に代るべき金銭につき、期限を指定してその納付を請求しなければならぬ。

3 土地改良区は、前二項の規定による督促又は請求をした場合において、その督促又は請求を受けた者がその督促又は請求で指定する期限までにこれを完納せず、又は履行しないときは、市町村に対して、その徴収(夫役又は現品については、これに代るべき金銭の徴収)を請求することができる。

4 市町村は、前項の規定による請求があつた場合には、地方税の滞納処分例によりこれを処分する。この場合には、土地改良区は、その徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

7 第一項又は第二項の督促は、民法第五百三十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

第四十条第一項中「必要がある場合には」の下に、都道府県知事の認可を受け」を加え、同項に次のただし書を加える。

第五十二条第五項中「第三十四条」を「第三十四条本文」に改める。

第五十三条第四項中「その額並びに支払の方法」を「当該換地計画においてその額並びに支払及び徴収の方法」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十三条の二 換地計画においては、従前の土地の所有者でその者の当該換地計画に係る従前の土地の面積の合計が政令で定める面積をこえないものからの申出があつた場合には、その申出に係る従前の土地については、前条第一項の規定にかかわらず、その土地に照応する換地を定めなければならないこと。この場合において、その換地を定めなければならない土地について地上権、永小作権、質権、賃借権又は使用貸借による権利を有する者があるときは、土地改良区は、換地を定めなければならないことについてこれらの者の同意を得なければならない。

2 前項前段の場合には、金銭による清算をするものとし、当該換地計画においてその額並びに支払及び徴収の方法及び時期を定めなければならない。

第五十四条第一項中「公告があつたときから従前の土地とみなす。」を「公告があつた日の翌日から従前の土地とみなされるものとし、換地計画において換地を定めなかつた従前の土地について存する権利は、その公告があつた日が終了した時に消滅するものとする。」に改める。

第六十七条第一項第二号を次のように改める。

二 第三百三十五条第一項の規定による解散命令

第八十五条第三項中「これを関係都道府県知事に提出しなければならない」とを「これを、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。」に改め、同条に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、国営土地改良事業に係る前項の規定による書類の提出を受けたときは、当該書類に、当該事業の適否についての意見を記載した書面を添附し、これを農林大臣に提出しなければならない。

第八十七条の二第二項を次のように改める。

2 国又は都道府県は、前項に規定するものの外、第八十五条第一項の規定による申請がない場合でも、土地改良事業計画を定めて左に掲げる土地改良事業を行うことができる。

一 前項の規定により土地改良事業を行う場合において、同項の事業に附帯して、その事業の施行に係る地域の近傍の土地について第二条第二項第一号又は第三号に掲げる事業を行うことにより、土地改良事業の効率が著しく高められ、且つ、その土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるときにおけるその同項第一号又は第三号に掲げる事業

二 発電事業、水道事業その他公共の利益となる事業の用に供する施設で政令で定めるものの建設工事とあわせて第二条第二項第一号又は第三号に掲げる事業の工事の全部又は一部を行うことにより、土地改良事業の効率が著しく高められ、且つ、その事業の施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与するとともに、国土資源の総合的な開発に資することが明らかである場合におけるその同項第一号又は第三号に掲げる事業

第八十八条の次に次の一条を加える。

(特定土地改良工事)

第八十八条の二 国は、左に掲げる土地改良事業の工事を行う場合に

において、その工事の完了を促進するため特に必要があるときは、別に法律で定めるところにより、その工事に係る事業費の一部につき借入金をもつてその財源とすることができ。

一 かんがい排水施設の新設又は変更で政令で定めるもの

二 第二条第二項第四号に掲げる事業

三 第一号に掲げる事業によつて生じた施設(第九十四条の六の規定により都道府県又は土地改良区等に管理されているものを除く。)についての災害復旧

第九十条第二項中「政令の定めるところにより」の下に「条例で」を加え、同条第七項を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「又は第三項」を「第三項又は第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項又は前項」に改め、「負担金」の下に「(第三項の規定による負担金に代えて前項の規定により徴収するものを除く。)」を加え、同項を同条第五項とする。

第九十条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第八十七条の二第二項の規定により国が行う同項第二号の事業(公有水面埋立法により行ふものその他国の所有に属する土地について行ふものに限る。以下同じ。)に係る第一項の規定による負担金については、前項の規定による外、都道府県は、政令の定めると

土地改良事業において道路又は水路（これらの附属物を含む。以下この条において同じ。）の付替工事を行つたときは、その付替工事によつて生じた道路又は水路を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件を付替工事によつて用途を廃止された道路又は水

二 土地改良区等の寄附に係る用排水機でその用途を廃止したものをその寄附者たる土地改良区等に譲与するとき。但し、寄附

第九十四条の八 農林大臣は、第八十七条の二第二項の規定により国が行う同項第二号の事業により造

称及び住所
二 配分する埋立予定地の所在の場所及び面積
三 土地の用途
四 配分の条件

7 前項の規定による埋立予定地の使用は、無償とする。

第九十四条の九 第九十四条から前条までの規定による農林大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に行わせることができる。

第九十五条第二項中「概要を定め」を「概要を公告して」に改め、同条第三項中「第六条から第九条まで」を「第七条から第九条まで」に改める。
第九十六条中「前条」を「第九十五条」に改める。

第九十六条の二第三項中「第六条から第九条まで」を「第七条から第九条まで」に改め、同条第四項中「第六条第四項の規定により決定をする場合(当該市町村が行おうとする土地改良事業がかんがい排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設の管理のみを内容とするものであるときは、前項において準用する第八条第一項の規定により決定をする場合)」を「第八条第一項の規定により決定をする場合」に改める。
第六章を第七章とし、第五章を第六章とし、第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 土地改良事業団体連合会

(目的)
第百十一条の二 土地改良事業団体連合会(以下「連合会」という。)は、土地改良事業を行う者(国、都道府県及び第九十五条第一項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者を除く。以下この章において同じ。)の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とする。

(法人格)
第百十一条の三 連合会は、法人とする。

(原則)
第百十一条の四 連合会は、次に掲げる要件を備えなければならない。

一 営利を目的としないこと。
二 会員が任意に加入し、又は脱退することができること。
三 会員の議決権が平等であること。

(種類)
第百十一条の五 連合会は、都道府県土地改良事業団体連合会(以下「地方連合会」という。)及び全国土地改良事業団体連合会(以下「全国連合会」という。)とする。

(名称)
第百十一条の六 連合会は、その名称中に土地改良事業団体連合会という文字を用いなければならない。

2 連合会でない者は、その名称中に土地改良事業団体連合会という文字を用いてはならない。

(地区)
第百十一条の七 地方連合会の地区は、都道府県の区域により、全国連合会の地区は、全国とする。

(登記)
第百十一条の八 連合会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。
2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(事業)
第百十一条の九 連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。
一 会員の行う土地改良事業に関する技術的援助

二 土地改良事業に関する教育及び情報の提供
三 土地改良事業に関する調査及び研究

四 全国連合会にあつては会員たる地方連合会の事業の指導
五 前各号に掲げる事業のほか、第百十一条の二の目的を達成するため必要な事業

(会員の資格)
第百十一条の十 地方連合会の会員たる資格を有する者は、地方連合会の地区内において土地改良事業を行う者であつて定款で定めるところとする。

2 全国連合会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて定款で定めるところとする。
一 その施行に係る地域が二以上の都道府県の区域にわたる土地改良事業その他その施行に係る地域内の土地の面積が省令で定める面積をこえる土地改良事業を行う者

二 地方連合会

(設立)
第百十一条の十一 連合会を設立するには、その会員にならうとする五人以上の者が発起人となることを要する。

2 発起人は、定款を作成しなければならぬ。
3 定款には、発起人が署名するものとする。

第百十一条の十二 発起人は、定款を作成したときは、会日の二週間前までに、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3 創立総会では、定款を修正することができない。

4 創立総会の議事は、会員たる資格を有する者でその開会までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。
5 創立総会については、第三十一条の規定を準用する。

第百十一条の十三 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款及び事業計画書を農林大臣に提出して設立の認可を申請しなければならない。

2 農林大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、次の各号の一に該当せず、かつ、その事業が健全に行われると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するときは。

二 定款又は事業計画に虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。
第百十一条の十四 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事となるべき者に引き渡さなければならない。

第百十一条の十五 連合会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(定款)
第百十一条の十六 連合会の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 名称
二 地区
三 事業
四 事務所の所在地
五 会員たる資格に関する事項
六 会員の加入及び脱退に関する事項

七 会員の権利義務に関する事項
八 事業の執行に関する事項
九 役員に関する事項
十 会議に関する事項
十一 会計に関する事項
十二 公告の方法

2 連合会の定款には、前項各号に掲げる事項のほか、連合会の解散の事由を定めたときはその事由を記載しなければならない。

3 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 前項の認可の申請があつた場合には、第百十一条の十三第二項の規定を準用する。

(加入)
第百十一条の十七 会員たる資格を有する者が連合会に加入しようとするときは、連合会は、正当な理由がないのにその加入を拒んではならない。
(脱退)
第百十一条の十八 会員は、六十日

前までに予告して脱退することができる。

2 会員は、次の理由によつて脱退する。

一 会員たる資格の喪失

二 解散

三 除名

3 除名は、経費の支払その他連合会に対する義務を怠る等定款で定める行為をした会員につき、総会の議決によつてこれを行うことができる。

4 前項の除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に対抗することができない。

(役員)

第百十一條の十九 連合会に、役員として理事五人以上及び監事二人以上を置く。

2 役員は、定款の定めるところにより、総会において選任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

(総会の議決)

第百十一條の二十 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 毎事業年度の事業計画及び収支予算の設定及び変更

三 毎事業年度の事業報告書、収支決算書及び財産目録の承認

四 経費の賦課及び徴収の方法

2 前項第一号に掲げる事項に関する総会の議事は、総会員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

(経費の賦課)

第百十一條の二十一 連合会は、定款の定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

2 会員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて連合会に対抗することができない。

(解散)

第百十一條の二十二 連合会は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の議決

二 破産

三 定款で定める解散事由の発生

四 第百三十五條第二項の規定による解散命令

2 解散の議決については、第百十一條の二十第二項の規定を準用する。

3 連合会は、解散の議決をしたときは、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

(準用規定)

第百十一條の二十三 連合会には、第百十八條第六項から第十項まで、第百十九條から第二十一條まで、第百二十五條から第二十八條まで、第百二十九條第一項本文及び第四項、第三十一條、第三十二條、第三十三條、第三十五條、第三十七條、第四十五條、第六十八條から第七十一條まで並びに第七十六條の規定を準用する。この場合において、第百十八條第十項中「都道府県知事」とあるのは「農林大臣」と、第六十八條第二項中「第百十八條第十項から第十二項まで」とあるのは「第百十八條第十項」と、第七十六條中「清算法人」と、第七十五條裁判所による清算人の選任」と、第七

十六條(清算人の解任)、第七十八條から第八十條まで(清算人の職務権限、債権申出の公告及び催告、期間後に申し出た債権)、第八十二條(解散・清算の監督)及び第八十三條(清算終了の届出)とあるのは「及び第七十五條から第八十三條まで(清算)」と読み替へるものとする。

第百十四條の見出しを「土地台帳法の特例」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第九十四條の八第三項の規定による配分通知書の交付を受けた者が同条第四項の規定により所有権を取得した土地については、土地台帳法の登録については、政令で特例を定めることができる。

第百十七條中「の適用」を「並びに第九十四條の八の規定の適用」に改める。

第百十八條第一項第四号中「第五條、第七條」を「第五條第一項の認可の申請」に改め、同条第三項中「できない場合を」できないか、又は困難である場合」に改め、同条第四項中「前項」を「第二項」に改める。

第百三十二條に次の一項を加える。

2 農林大臣は、連合会に法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款を遵守させるために必要があることを認めるときは、連合会からその事業に関する報告を徴し、又は連合会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

第百三十四條第一項中「前二條の規定による検査を行つた場合」を「第百三十二條第一項又は前條の規定により報告を徴し、又は検査を行つた場合」に改め、同条の次に次の一項を加える。

第百三十四條の二 農林大臣は、第百三十二條第二項の規定により報告を徴し、又は検査を行つた場合において、当該連合会の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反すると認めるときは、当該連合会に対し必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

第百三十五條を次のように改める。

(解散命令)

第百三十五條 左に掲げる場合には、農林大臣又は都道府県知事は、当該土地改良区の解散を命ずることができる。

一 土地改良区が、第十五條に規定する事業以外の事業を行つたとき。

二 土地改良区が、正当な理由がないのに、設立の認可の公告があつた日から一年を経過してもなお總會を招集せず、又は省令で定める期間以上その事業を停止したとき。

三 土地改良区が、法令に違反した場合において、行政庁が第百三十四條第一項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。

2 左に掲げる場合には、農林大臣は、当該連合会の解散を命ずることができる。

一 連合会が、第百十一條の九に

規定する事業以外の事業を行つたとき。

二 連合会が、法令に違反した場合において、農林大臣が前條の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。

第百三十八條第三号中「第百二十七條第一項の下に」第百三十二條を加える。

第百四十一條第二項中「前條」を「前項」に改める。

第百四十三條中「又は土地改良区連合会」を「若しくは土地改良区連合又は連合会」に改め、同条第一号中「第十五條」の下に「又は第百十一條の九」を加え、同条第三号中「第七十一條」の下に「これらの規定を第百十一條の二十三において準用する場合を含む。」を加え、同条第四号中「第七十條」の下に「(第百十一條の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同条第五号中「第七十六條」の下に「(第百十一條の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同条第六号中「公告」の下に「若しくは登記」を加える。

第百四十四條中「又は土地改良区連合会」を「若しくは土地改良区連合又は連合会」に改め、同条第一号中「第二十條」の下に「(第百十一條の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号中「第二十七條」の下に「(これらの規定を第百十一條の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三号中「第二十九條第一項」の下に「(第百十一條の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項を「同条第三項」に改め、同条第四号中「第二

十九条第三項を「第二十九条第四項(第百十一條の二十三において準用する場合を含む。)」に改め、同条第五号中「第百三十四條の下に」又は第百三十四條の二」を加える。
百四十五條中「又は第七十八條第二項」を「第七十八條第二項又は第百十一條の六第二項」に改める。

附則

- 1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める。ただし、土地改良法第八十八條の二及び第九十四條第一項の改正規定並びに附則第十二項から第十五項までの規定(以下「土地改良財産関係規定」という。)は、公布の日から施行する。
- 2 この法律(前項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行の際現に土地改良区又は土地改良区連合の役員である者の任期については、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行前にした土地改良法第三十九條第一項の請求に係る滞納処分については、なお従前の例による。
- 4 この法律の施行前に土地改良法第八十五條の規定によつてした申請に係る土地改良事業の開始の手續については、なお従前の例による。
- 5 昭和三十三年三月三十一日まで、都道府県は、土地改良法第九十條第二項の規定にかかわらず、条例を定め、同項の規定による負担金を徴収することができ

6 この法律の施行前に土地改良法第九十五條第二項の規定による同意を得た土地改良事業の開始の手續については、なお従前の例による。

7 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第十九條第七号中「開拓融資保証協会」の下に、「土地改良事業団体連合会」を、「開拓融資保証法」の下に、「土地改良法」を加える。

8 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第五條第五号ノ七の次に次の一号を加える。
五ノ七ノ二 土地改良区、土地改良区連合又は土地改良事業団体連合会ノ業務ニ関シ發スル証書、帳簿

9 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第三條第一項第十二号中「全国農業會議所」の下に、「土地改良事業団体連合会」を加える。
法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第五條第一項第四号中「全国農業會議所」の下に、「土地改良事業団体連合会」を加える。

10 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第九條第一項第九号中「土地改良区連合」の下に「並びに土地改良事業団体連合会」を加える。

11 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第九條第一項第九号中「土地改良区連合」の下に「並びに土地改良事業団体連合会」を加える。

第三十六條第八号中「これを行ふ者」を「これを行ふ者その他これらに關する団体」に改める。
12 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。
第六十一條第五号中「埋立地」の下に「(土地改良法第八十七條の二第一項の規定により国が行う同項第二号の事業によつて生じたものを除く。以下同様とする。)」を加え、第七十八條第一項中「第五十六條第一項の規定により買収した公有水面埋立に關する權利に基いて造成した埋立地を」公有水面埋立法により農林大臣が造成した埋立地」に改める。

13 次に掲げるものの管理及び処分については、土地改良財産関係規定の施行後でも、なお従前の例による。
一 土地改良法第八十七條の二第一項の規定により国が行う同項第二号の事業によつて、土地改良財産関係規定の施行前に生じた土地

二 土地改良法第八十七條の二第一項の規定により国が行う同項第二号の事業によつて土地改良財産関係規定の施行後生ずべき土地で、土地改良財産関係規定の施行前に当該土地を含む地区につき農地法第六十二條第三項の規定による公示があつたもの
土地改良財産関係規定の施行の際現に農地法第七十八條第一項の規定により農林大臣が管理する土地及び權利で国が土地改良法第八十七條の二第一項の規定により行

う同項第二号の事業のために取得したもの(土地改良財産関係規定の施行前に、当該土地を含む地域に係る当該国営土地改良事業が完了した土地及び当該土地を含む地区につき農地法第六十二條第三項の規定による公示があつた土地を除く)については、これらを土地改良法第九十四條第一項第三号(この法律の施行後においては、第九十四條第三号)の土地及び權利とみなし、同条の規定により農林大臣が管理し、及び処分するものとする。

14 前項に規定する土地で農地法第四十四條第一項の規定により買収したもののうち農林大臣が土地改良法第九十四條の八第一項の土地配分計画をたてないことを相当と認めるものは、政令で定める場合を除き、買収前の所有者に充てられなければならない。この場合において、その充ての対価は、農地法第八十條第二項後段の規定の例によるものとする。

15 前項に規定する土地で農地法第四十四條第一項の規定により買収したもののうち農林大臣が土地改良法第九十四條の八第一項の土地配分計画をたてないことを相当と認めるものは、政令で定める場合を除き、買収前の所有者に充てられなければならない。この場合において、その充ての対価は、農地法第八十條第二項後段の規定の例によるものとする。

特定土地改良工事特別会計法案
特定土地改良工事特別会計法(設置)

第一条 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号。以下「法」という。)第八十八條の二の規定により国が施行するかんがい排水施設の建設の工事、埋立又は干拓の工事及びかんがい排水施設の建設の工事により建設した施設(法第九十四條の六の規定により管理させている施設を除く)の災害復旧工事(以下「土地改良工事」という。)並びにこれらの工事の施行上密接な関連のある工事で国が委託に基き施行するもの(以下「受託工事」という。)に關する経理を一般会計と区分して行つため、特別会計を設置する。

第二条 この会計は、農林大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。
(管理)

第三条 この会計においては、第五條の規定による一般会計からの繰入金、土地改良工事に係る法第九十條の規定による負担金及びその利息、地方公共団体の負担金の納付の特例に關する法律(昭和二十八年法律第百十一号)第一項の規定により納付された地方債証券の償還金及び利子、受託工事に係る納付金、第十四條第一項の規定による借入金、法の規定に基き国が施行する埋立又は干拓の工事によつて生じた用地の充て代金及び貸付料並びに附屬雑収入をもつてその歳入とし、土地改良工事に要する費用、受託工事に要する費用、同項の規定による借入金の償還金及び利子、当該埋立又は干拓の工事によつて生じた用地で充てられ、ものの法第九十四條の規定による管理及び処分のために直接要する費用、第六條第一項から第三項までの規定による一般会計への繰入金並びに附屬諸費をもつてその歳出とする。
(歳入及び歳出並びに資産及び負債の区分整理)

第四条 この会計においては、歳入及び歳出並びに資産及び負債を政

令で定める土地改良工事及び受託工事の別（以下「工事別」という。）に区分して整理しなければならない。

（一般会計からの繰入）

第五條 土地改良工事に要する費用で国庫が負担するものの金額は、政令で定める金額を除き、予算の範囲内において、一般会計からの会計に繰り入れるものとする。

2 前項の規定により繰り入れる金額は、政令で定めるところにより、工事別に区分して繰り入れるものとする。

（他会計への繰入）

第六條 土地改良工事で一般会計の負担において行つていたものが法第八十八條の二の規定の適用を受けるものに該当することとなつた場合においては、この会計において継続して行ふこととなつたそれぞれの土地改良工事に係る法第九十條の規定による負担金の額は、当該負担金の収納後、遅滞なく、政令で定めるところにより、この会計から一般会計に繰り入れるものとする。

2 第十二條第二号の規定による繰入金に相当する額は、政令で定めるところにより、この会計から一般会計に繰り入れるものとする。

3 受託工事に係る納付金の額のうち、当該工事について一般会計において支弁した経費の額のうち政令で定める額に相当する金額は、当該納付金の収納後、遅滞なく、この会計から一般会計に繰り入れるものとする。

4 第十四條第一項の規定による借入金の償還金及び利子の額に相当する金額は、工事別に区分して、この会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

（歳入歳出予算計算書の作成及び送付）

第七條 農林大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書及び繰越明許費要求書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前年度の事業実績表、借入金の借入及び償還実績並びに受益者負担金に係る債権の発生及び回収実績表

二 前年度及び当該年度の事業計画表、借入金の借入及び償還計画表並びに債権の発生予定及び回収計画表

3 前項の添付書類は、工事別に区分して作成するものとする。ただし、同項第二号に掲げる書類で当該年度に係るものについては、この限りでない。

（歳入歳出予算の区分）

第八條 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて、項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第九條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第七條第一項に規定する歳入歳出予算計算書及び繰越明許費要求書並びに同条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、同条第三項の規定を準用する。

（予算の配賦）

第十條 この会計の歳入歳出予算の配賦は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一條第二項の規定によるほか、工事別に区分して行ふものとする。

（収入金の使途）

第十一條 この会計の工事別の区分に応ずる収入金は、次条に定めるもののほか、当該区分に応ずる費用の財源に充てるものとする。この場合において、その収入金のうち当該費用の財源に充てる必要がない剰余を生じたときにおける当該剰余の処理については、政令で定める。

（土地の売払代金等の使途）

第十二條 埋立又は干拓の工事によつて生じた用地の売払代金及び貸付料は、次の各号の順序に従い、当該各号に掲げる費用の財源に充て、なお剰余があるときは、土地改良工事に要する費用で国庫が負担するものの財源に充てるものとする。

一 当該用地の管理及び処分のために直接要する費用（当該費用の財源に充てるための借入金があるときは、当該借入金の償還金及び利子）

二 第十四條第一項の規定による借入金の償還金及び利子並びに一般会計への繰入金で政令で定めるもの

（予備費の使用）

第十三條 この会計の予備費は、当該年度の工事別の歳入予算の額をこえる歳入の収納済額に相当する額（当該年度において当該工事別の区分に応じ既に使用した予備費の額に相当する額を除く）を限度として、工事別に使用することができる。

（借入金）

第十四條 この会計において、土地改良工事に要する費用で当該費用の額から国庫が負担するものの額

を控除した額に相当するもの並びに埋立又は干拓の工事によつて生じた用地で売り払ふべきものの管理及び処分のために直接必要な費用の財源に充てるため必要があるときは、政令で定めるところにより、この会計の負担において、工事別に借入金をすることができ

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 法第九十條の規定による負担金及びその利息並びに第三條に規定する地方債証券の償還金及び利子は、第一項の規定による借入金の償還金及び利子の財源に充てなければならない。

（借入限度の繰越）

第十五條 この会計において、借入金の借入について国会の議決を経た金額のうち、当該年度において借入をしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において、前条第一項の規定による借入金をすることができ

（国庫余裕金の繰替使用）

第十六條 この会計において、支出のための支払上現金に不足があるときは、第十四條第一項及び第二項の規定により借り入れることができる金額に相当する額（既に借り入れてある借入金の額に相当する額を除く）を限度とし、政令で定めるところにより、国庫余裕金を繰替使用することができる。

2 前項の規定による繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

3 前項の規定による繰替金の償還の財源は、工事別の区分に応じて

した借入金をもつて充てるものとする。

（借入金の借入及び償還の事務）

第十七條 第十四條第一項の規定による借入金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

（歳出の支出制限）

第十八條 この会計においては、工事別の区分による歳出の金額を支出するには、当該区分による歳入の収納済額（国庫余裕金を繰替使用しているときは、当該繰替金の額を加算した額）をこえてはならない。

（歳入歳出決定計算書の作成及び送付）

第十九條 農林大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分によるほか、工事別に区分して、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、工事別に作成した次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該年度の事業実績表

二 借入金の借入及び償還実績表

三 受益者負担金に係る債権の発生及び回収実績表

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第二十條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同条第二項各号に掲げる

書類を添附しなければならぬ。
(剰余金の繰入)

第二十一条 この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、当該剰余金は、工事別の区分により、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。
(剰余金の預託)

第二十二条 この会計において、支払上現金に剰余があるときは、政令で定めるところにより、資金運用部に預託することができる。
(実施規定)

第二十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年年度の予算から適用する。

2 第六条の規定の適用を受ける土地改良工事に係る資産及び負債は、当該工事が法第八十八条の規定に該当するものとなつた時において、政令で定めるところにより、この会計に帰属する。

3 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項第八号中「及び開拓者資金融通特別会計を、開拓者資金融通特別会計及び特定土地改良工事特別会計に改める。

○中尾政府委員 ただいま議題となりました特定土地改良工事特別会計法案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、今国会に、別途土地改良法の一部を改正する法律案を提案して御

審議を願つておるものでありますが、同法案に規定するところによりまして、

国が施行する灌漑排水施設の建設の工事、埋立または干拓の工事及び灌漑排水施設の建設の工事により建設した施設で国が管理するものの災害復旧の工事並びにこれらの工事の施工上密接な関連のある工事で国が委託に基づき施行するものに関する経理につきましては、これを一般会計と区分して行うことが適当でありますので、特定土地改良工事特別会計を新たに設置することといたしまして、この法律案を提案いたします。次、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、この会計におきましては、土地改良工事に要する費用で国庫が負担するものにつき一般会計から繰入金金、土地改良工事に要する費用にかかる負担金及びその利息、都道府県がその負担金を地方債証券で納付した場合におけるその地方債証券の償還金及び利子、受託工事にかかる納付金、借入金、埋立または干拓の工事によつて生じた用地の売却代金及び貸付料並びに付属雑収入をもつてその歳入とし、土地改良工事に要する費用、受託工事に要する費用、借入金金の償還金及び利子、埋立または干拓の工事によつて生じた用地で売却するもの管理及び処分のために直接要する費用、一般会計への繰入金並びに付属諸費をもつてその歳出とすることといたしております。

第二に、この会計におきましては、この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入、歳出及び資産、負債の整理並びに予算の配賦等を工事別の区分

に従つて行うことといたしております。

第三に、この会計においては、土地改良工事に要する費用で国庫が負担するものを除いたもの並びに埋立または干拓の工事によつて生じた用地の管理及び処分のため直接要する費用につきましては、予算をもつて国会の議決を経た限度額の範囲内でこの会計の負担において借入金をするのでございことといたしております。なお、その限度額のうち借入れをしなかつた金額が限度内では、翌年度において、その限度内で借入金をすることができるといたしております。また支払上現金に不足があるときは、国庫剰余金の繰りかえ使用をすることができるといたしております。

第四に、他会計への繰入金に關する事項であります。すなわち土地改良工事で一般会計の負担において行なつていたものが、特定の土地改良工事として、この会計において継続して行われることとなつた場合におきましては、継続して行うこととなる前の工事にかかる負担金の額並びに用地の売却代金及び貸付料の一部を、受託工事の場合におきましては、その工事にかかる納付金の一部を一般会計に繰り入れることといたしております。

以上申し上げましたほか、この会計の予算及び決算の作成及び提出、予備費の使用、剰余金の処理、剰余金の預託等この会計の経理に關しまして必要な事項について規定いたしておりますのであります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成下さいますようお願いいたします。

○小枝委員長 質疑の通告がありますので、順次これを許します。神田大作君。

○神田(大)委員 私は簡単に二、三の点を御質問申し上げます。

第一に、今度の土地改良法を一部改正いたしまして、土地改良事業団を作るといふようなこととございすが、この土地改良事業団体と、従来各府県に土地改良協会というものがあつたが、その土地改良協会と今度の団体との関連をどうお考えになりますか。

○安田(善)政府委員 従来あつた団体は民法に基きます社団法人でございまして、今回の土地改良法に基く、特別法による団体でございします。権利義務の継承等のことは特に別に規定してありません。一応別個のものであります。

○神田(大)委員 そうすると、従来の土地改良協会はそのまま存続を認めて、そして新たに性格は違ふのでございしますけれども、事業団体を作るといふことになりまして、末端の農民あるいは末端の施行者は、これらの二つの団体の経営に対して負担を負わなければならぬということになりますか、そういう問題について検討いたしておりますか。

○安田(善)政府委員 お話のようになりますが、そういう事態も生ずるかと思ひますが、あくまでこれは土地改良法に基く新団体の構成員である土地改良市町村、農業協同組合、その自主的な判断に待ちまして、設立、加入、脱退も自由で作つた方がよい、こういう場合に作つていただきたいと思ひます。もし望ましい形をわれわれが予想

しておるといたしますと、別に行政措置を加へませんけれども、連合会は県及び全国に設けることになつておりますので、同種の機能を営む古い団体は解散せられるのではないかと思つておりますが、特に方針を明確にした行政措置をとることはいたさないつもりで、ただ農民負担が過重になるような弊は避けるように自主的にお願いしたいという趣旨の宣明程度はいたすのがいいかと私も思ひます。

○神田(大)委員 従来土地改良協会でも、土地改良の国家補助金に對しまして、その補助額の何割といふことが何分といふことがそれを天引きしてそつして事業に當てておりましたけれども、実際に全国の土地改良協会でも、よりにして集める金はことに莫大なものであると思ひますが、この実態について御報告願ひたいと思ひます。

○安田(善)政府委員 前にさういふ事業があつたかに聞いておりますが、最近では取り締まりがたつたやめまして、事実そのようにやつておるのはありません。

○神田(大)委員 現在はさういふことをしてないといふのですか。

○安田(善)政府委員 私どもが社団法人の監督上見ておりますところは、事業費割りで直接事業費から取るとかあるいは財源になるような形で事業費に應じて取るとか、さういふ取り方をしないのです。社団法人らしく會員から会費を取つております。

○神田(大)委員 なるほど形式はそのような手続はとつてあるかどうかはわかりませんが、実際にいふと、末端における町村のそのような係は、末端の事業主から補助金の何割といふ

ものを天引きしてこれを徴収しておることは事実でありまして、このようなことは農林省当局としても詳細にわかつていなくちやならぬこととございしますから、全国的な状態を詳細に御報告願いたいと思ひます。

○安田(善)政府委員 昨日芳賀先生から御要求になりました資料で、とりあえず御了解を得ました範囲で提出しました書類の中に書いてあります。

○神田(大)委員 私資料をまだ見ておりませんけれども、私の調査いたしました範囲内におきましては、現在におきまして、形式的にはなるほど賦課金とか負担金を徴収するというような形になっておるのでございますけれども、実際は国家の補助金あるいは県の補助金の割合に応じて五分あるいは二分ぐらいの負担金を徴収して、それによって事業を営んでおる、こういうふうに考えております。しかもその事業は非常に不明朗な状態になっておりまして、社団法人といながら、少くとも国家の金が直接的にあるいは間接的にそのような方面に使われている以上は、われわれとしてもこれを放任しておくというわけにはいかないと申すのでございしますけれども、この土地改良協会に対して農林省は今までのような関心とどのような注意を払っておったか、お尋ね申し上げます。

○安田(善)政府委員 私は先ほど民法にいう非営利法人、公益法人でございしますと申し上げましたが、中には法人でない協会もあるものでございします。民法に基づく監督は法に基いて所定の監督をすべきでございしますが、地方にありまします県段階の協会については、御提出しました資料に内容が出ております

が、あと若干の法的監督を事態が起きた場合にいたしておりまして、先生のおっしゃいますように十分に監督がいつていかなかったのではないかと申ひます。しかし土地改良事業の特に国庫補助金の施行に伴ひまして、補助金の適正化法等が出ました以降におきましては、国費の適正な使用に關しましては特に留意をいたしまして、従前御指摘のようによつておるかに聞きましたことは嚴重にやめさせるようにいたしておるのであります。また今回特別法の団体に、任意ではございしますが系統的にやつていただきたいというのには、監督を嚴重にし、また経理を明確にして、賦課経費等をかけるようなことも適正にするようにいたしたいと思ひます。県庁の行います事業を委託を受けて適法に行う場合などはいいと思ひますが、事業費の割合とか補助金の割合とかいふふうな經費を取るようなことは嚴重に監督をいたすつもりでございします。ことに役職員の方についても、法に従ひまして監督をしたいと思ひます。

○神田(大)委員 私は農林委員会に提出された資料をまだ見ておりませんが、その資料を見てから後刻適當な機会に御質問申し上げます。ここに一言だけ申し上げたいことは、この土地改良協会が県庁の委託を受けて事業をやる場合がありまします。しかしながらこの事業もたとえ技術者の身分が保障されないうちに、土地改良協会に奉職しておるところの技術者が事業主の希望に沿うような技術の修得をされているかどうかという点にも非常に疑問がある。そのためたまたま改良工事が非常にすすむ行われ

たり、手直しをしたり、あるいは必要以上の施設をして農民に負担をかけた、土地改良事業に対する農民の熱意を喪失させたりしていることを私は知つております。こういうふうに無責任な立場に立つところの協会に對しまして、このままにしておくということについては、われわれは非常な疑問を持つておるのでございします。この点についてはあるところにおいては非常な不正事件等も行われておるやにも聞いております。こういう段階にあるのでありますから、この点については農林省といたしまして、せつかく政府の行方とところの土地改良事業が末端の農民に浸透せず、歓迎されないというやうな状態であつてはまことに困ることと申ひますので、十分の留意をされたいと思ひますのでございします。この点についての局長の御答弁をお願いいたします。

○安田(善)政府委員 農林省は先生のおっしゃいます御見解と全く同様の見解を持つておりまして、そのために今回土地改良法の改正法案とともに特別法をもつてその目的を達しようというのであります。運営及び予算、資金經理の面においても、技術指導の点におきまして、農民のために土地改良区が働いてかつ国家的にも適正であるように特段の留意をいたしたいと思ひます。

○小枝委員長 川俣清吾君。

○川俣委員 私は主として大蔵省に三點ほどお伺ひしたいと思ひます。第一點は、特定土地改良工事特別会計法案が大蔵委員会にかかつておるわけですが、この基本法でありまします土地改良法の一部改正法案が農林委員会に

付議されております。これはおそらく同時にあげるのが大蔵省の見解かと思ひますが、この点いかがであるか。それから土地改良法の一部改正案に重要な変更が加えられるやうな事態が起きてきた場合には、當然特別会計法の方もこれにならつた修正が起きなければならぬ。しかし、もしもそれができなかった場合は廢案にすることにしようか、この点をお尋ねしたいと思ひます。

○中尾政府委員 特定土地改良工事特別会計法案は、土地改良法の改正とららはらをなすものでございします。従つて、両者に關連はございしますが、土地改良法の改正点は多岐にわたつておりまして、そのうちこの特別会計法とららはらをなすのは、改正後の姿における八十八条の二の規定におきまして国がこれらの事業を行ふ場合に借入金をする道が開かれるわけで、その借入金

の規定でございします。従つて、修正と申しましていろいろございしますわけですが、どこを御修正になるお考えかと思ひます。借入金は要らぬといふことになりましたと、この会計法に關係がございします。その他の点でございしますれば關係はございしません。

○川俣委員 今のうちに理解してよろしいのであります。私も土地改良法の一部改正案の中で、特別会計法に關係あるやうな修正が行われるかもしれないと思つておるわけでありま

す。たとえば、當然農地法の修正をすべきところを、土地改良法の一部改正で追加補正をいたしておるやうな格好がございします。そこで、そういう考え方をいたしますと、土地改良法の一部改正の場合、特別会計は、七年以内で

必ず完成しなければならぬために設ける、こういうふうな規定した場合は重要な關係ある法律になると思ひます。

そこで第二点にお尋ねしたいと思ひます。大蔵省では、今後はなるべく特別会計を作らないんだということを省議で決定いたしておりましたためか、従来この土地改良工事特別会計については、農林省の要求を拒否してきた歴史を持つておるわけでありま

す。今度の予算折衝におきましては、予算閣議の終つた後にもなお尾を引いておつたように思ひます。少くとも八月に予算を出した節におきましては、大蔵省事務當局がこれを了解しなかつたことは事実でございします。最後に政治折衝の結果大蔵大臣がこれをのむことになつたことも明瞭なのでございします。そこで、土地改良工事特別会計を設けることについてどういふ理由で反対されたのか。私はそれにはもつともな理由があつたのだと思ひます。ただいたずらに反対して予算を滞らせるやうなことをやつておつたわけではないと思ひますが、一体どういふ理由で反対されておつたのか、その点を伺ひたい。

○中尾政府委員 役所の内部の仕事でございしますから、一つのことを決定いたします場合にいろいろな議論もございしますわけでありま

す。あるいは農林省あるいは法制局といふいろいろな意見を戦わせまして、その結論を得るのでありまして、その間においていろいろな考え方も十分に検討されまして、これを政府の見解といたしまして申し上げることはどうかと存じま

す。ただ、特別会計の設置の關係でございいますから、基本的なことだけ申し上げて——今回の土地改良特別会計を設ける場合におきましても同様なんので、単一の予算主義というものが財政管理の原則であります。これに對しまして、取扱い上特別会計を設けた方が、単一予算主義の原則に従うことによつて起りますいろいろな弊害より影響が少いという結論を得ました場合は特別会計を設けておる次第でございいます。

○川俣委員 予算審議の上でいろいろ議論されることもあり得るでしょうが、何かこれについて一つの有力なる欠陥と申しますか、おそろく欠点を強調されて反對しておつたのだと思ふ。

単なるディスカッションの場合だと反對なんという事でなく、研究といふことがある。明らかに反對されておつたことも事実でしょう。だから、反對されたからには反對された理由があるだろうと思ふ。しかしながら、改正反對の理由がこういうわけで解消したから賛成した、こういうことにならなければならぬと思ふ。いたずらになぜ理由もないのに反對しておつたのか。研究なら別です。研究じゃないのです。去年この問題を持ち込んだ場合もあなたの方が反對していた。最後に大蔵大臣が調停役を買つてこれをのんだ。事務当局は不服であつた。事務的に解決したのではないのです。これは事務折衝の間で解決したことがないことは明瞭でしょう。従つて、何か有力な反對がなければならぬはずだ。反對もなしにただ予算を打ち切つたとすれば、はなはだもつてけしからぬことです。国の予算を理由もないのに勝手に引き

ずつたといふことは重大なことです。何か理由があつたと思ふ。事務的に解決つかないような理由があつたと思ふ。閣議で最後にまとめてこれを解決したといふことはわかるが、国の予算ですよ。大蔵省の予算ではないですよ。それに賛成したり、反對したりするからには大きな理由があつたはずですよ。夜業までやつてむだな時間を費したのです。そういう余裕があるのですか。何らか重要な反對の理由がなければならぬはずなんです。反對はしたけれどどういふ問題が解決したからこれで了解に達した、こうならなければならぬはずなんです。この点も一度。

○中尾政府委員 どうも説明がなれませんが、せんものですか、あるいは誤解があつたのかと存じますが、この問題につきましてはそれぞれつかさつかさの役所におきまして十分検討を加へまして取り計らつたのでございいます。その間におきまして議論がいろいろあります。それは当然であります。それが別に反對とか賛成とか、いわばそういう政治的な問題では決してないものであります。事務で議論をするときには事務レベルの利害得失、影響といふものの議論がございまして、さらにハイ・レベルになれば、広範な影響に對する御判断もありましょう。このような各般の段階におけるところの検討を十分遂げて得られた結論でございいます。

○川俣委員 もう一つ今の問題ですが、何かあなた方いろいろな反對があつたのでしょ。一体ないと思ふばあつたものでしょう。八月の末から折衝しておつて、十二月になつてようやく解決している。いたずらに反對し

ておつたと認めてよろしゅうございいますか。大蔵省といふものは予算編成についていたずらに反對するところであるといふふうには認識してよろしゅうございいますか。そうじゃないでしよ。私どもも話をした場合に、なかなか大蔵省としてはこれを踏み切つて、従来とつてきた反對の態度を急に變えるわけにいかないといふことを再三いわれておるじゃないか。結局は大蔵大臣の決定に待つのであるが、事務的には反對でありますといふことなんだ。なぜ一体そんなに延ばしたのですか。国の予算をもてあそんでよろしいのですか。それは研究じゃなくて、もてあそんでおるのですよ。あなたは予算をもてあそんだといふそりや甘んじて受けるのですか、そうじゃありませんまい。

○中尾政府委員 特別会計を設けるといふことは、先ほど来申し上げておりますように、単一予算原則といふものに對して重要な例外をなすものでございいます。この点については、特別会計を設置すれば、またそれに即応した

いろいろな利益もございいます。それから一方で、そのような財政管理上の原則にも反しますし、何か何までいいことだらけといふことではございませぬ。技術的な意味でいろいろな弊害もあることは、これは財政学の教えるところなのでございいます。それらの点について慎重なる検討を行うわけでありま

す。相当長時日にわたつて農林省も御検討になり、大蔵省においても考えられている相談をいたしておりました。その結果、御提案申し上げたような結論になつたわけではございいます。その途中においていろいろな見解なり考え方なりといふものが外部にいろいろ伝えられたかと存じます。それから事実担当官として若干のことを申し上げたことがあると思ひます。それらの考え方は決して最後のな政府としての考え方の検討の途中におけるその間の空気が伝わつたものと存じます。そういうことで御了承願ひたいので、政府として決してこれをもてあそんだわけでもございませぬし、慎重に検討いたしました次第であります。それを本日ここで御審議願ひする段階になつたわけではございいますから、御了承いただきたいと思ひます。

○川俣委員 最終決定を見たことについて反對しておるわけじゃないのですよ。それはそれなりに片づいた、こういうことです。しかしながらこれらの問題は非常に大きな問題を含んでい

る。これはあなたも認めておられる。そこで相当長い期間研究を要した、こういうことになつておると思ひます。そこで、これは何でもかんでもみんないいものではないといふことはあなたも言

われた。どこがよくてどこが悪いのかといふことが審議の対象となる、それでしよ。どこがよくてどこが悪いのか。いい点がこれだけあるから、悪い点があつても、このいい点をとつてやつてはどうか、こういうことになる。だからあなた方が悪いと思はれる点を出されたらどうか。悪い点があれば、国会においては修正もしようし、もっとよいものにしてよろしい、またあなたの見解と違へばそれを修正してもよろしい。それらの材料を当然国会の審議の前に提供すべきじゃないですか、それがあなた方の任務じゃないですか、予算審議に便宜ならしめるというところがあなたの方の建前ではないならぬ。その意味において公務員制度があるんです。あなたは公務員ですよ。従つて研究された内容をここで明かにし、つまびらかにして審議を受けるということは当然なことなんです。それがあなた方に課せられた任務じゃないですか。秘密事項じゃないんです。個人の秘密事項や個人の見解を聞きたいといふのではない。これにはいろいろな長所も短所もある、これはこうしたいといふといふ有力な意見があつたはずである。それを審議の対象に述べられてはどうか、こういうわけですよ。

○中尾政府委員 それが機密に属するわけでも決してございませぬし、申し上げることにはばかりあるようなことではないのでございいます。その点はお断り申し上げておきます。検討いたしますのは、土地改良事業あるいはダムといったような特定の事業が特別会計を設けることの可否ではございませぬ。

○中尾政府委員 特別会計を設けるといふことは、先ほど来申し上げておりますように、単一予算原則といふものに對して重要な例外をなすものでござい

事は財政法第十三条に「国の会計を分つて一般会計及び特別会計とする。」特別会計を設置する場合には法律によるんだ、規定はこれだけで簡単なものでございますが、現実には特別会計を設けることは、財政法上と申しますか、財政法以前の原則と申しますか、こういう財政管理の原則に照らして、いわゆる単一予算主義の原則に反するわけでありまして、もちろん反する場合もあり得ることは財政法も認めているわけですが、その見地からいろいろ議論がございまして、単一予算主義の原則に尽きるのであります。しかしこれを設けた場合の実益が単一予算主義によらないことを補つて余りある場合であるという結論を得ました結果、ここにこの法案をお願いすることになったわけでございます。

これ以上御説明申し上げてもあるいは非常に失礼になるので、非常に簡単なことですが、要するに予算が一本でございまして、国会で御議決になる場合、決算をござらんになる場合、全体が統一的にござらんになるというところでございまして、目が届かなければ、とかく政府はむだづかいをするのじやないかというようなことがある。これは何も土地改良事業に限ったことだけではございせん。特別会計を設けた場合には、これが一般に伝えられておる弊害でございまして、しかし、かかる弊害は多少認められるにいたしまして、すでに特別会計を設けるということとは、近代国家といたしまして、どこの国におきましても二十や三十はあるのであります。従つて、その取扱いに慎重を要するということでありまして、今申し上げました単一予算主義の一般

原則がございましてからというそれだけの理由で、特別会計を設けてはいけないうことにはならぬのでありまして、その間に実情に即したいいろいろな取扱いが考えられるわけでありまして、本件につきましても、いろいろ内容を検討いたしまして参りますと、一般会計の原則をもつて処理いたしますよりも、特別会計を設けて、主として予算の実行並びに決算の面におきまして一般会計の原則を離れて処理いたしまする会計を整えました方が、仕事上の確に行われ、整理も十分に明確になります。一般会計においてこれを行ひました場合に比較しての話でございまして、より明確になりまして、その整理において完全を得る。その利益はぜひこれを確保しなければならぬものである、近代国家の財政管理の一般原則という、そういう大きな見地から、かかる利益を放棄すべきではないという結論がございまして、そのために、この会計を設けました。従つて、あるいはいろいろ御懸念もあつたのだかと思ひますが、それらの点、特別会計を設けて得られまゝの利益を十分に確保できるように、この会計は工夫いたしております。それからこの会計におきましても、一般会計からの繰り入れの關係等もございまして、十分に一般会計の面からも統制がきく会計になつておる次第であります。われわれが予想し得ました限りの当時のいろいろな検討の結果につきましても、いずれも技術的に非常にこまかい点でございまして、いろいろ工夫をこらしております。われわれといたしましては、いろいろ検討の結果懸念されましたことは、この制度によりまして、全然これ

は心配することはないという考え方が成り立つたわけでございます。そういう次第であります。

○川俣委員 初めからその理由をはつきり言われれば問題はないのですよ。くどく質問する必要はなかった。それが重要なあなたの方の反対する動機であつたということは、私も聞き及んでゐる。そこで私は次の問題に移ります。

これを一般会計から分離していくということは、われわれの予算審議の上から申しますと、直接というよりもやや間接の傾向を持つてくるものです。それだけに、特別会計の事業の面から言ひますと、いろいろやかましい審議から幾分でも離れるというところの方が、より能率的であるし、より事業的に執行できる、こういうことで作られたと思う。そこに私は問題が出てくると思ふ。一体同じ土地改良を新規と今までの継続とをこゝ分離しなければならぬのはどこからでありますか。問題はそこにあるのです。一般会計の方でやる旧来の継続したものも新規とを分離しなければならぬ。今の論からいひますと、分離の理論にはならない。従来当然一般会計で見て参りました工事、しかも受益者には、予算の範囲内とは申しながら、五年計画、七年計画でこれは達成いたしますという約束をしておいて、予算の範囲内におけるとはいひながら、一応計画は立てておられる。この計画というものは、一般の国の歳入歳出予算から制約を受けてきたこともまた明らかであります。そうすると旧来のものはこの制約から脱し切れないう、新しいものだけはこの制約から脱して特別会計を設けてもよろ

しい経理内容を明らかにして事業を促進するために、これは別個に設けてもいい、あなたの理論はそういう理論です。そこに特徴がある。旧来のやつは一体なぜ一般会計の中に置かねばならぬか、この点について伺いたい。

○中尾政府委員 お答えをいたします。本特別会計を設けます場合、新規のものとの継続のものとを法律上区別をいたしてこゝへ入れるような制度になつておりません。問題は、この特別会計は経理を明確にするというところからいひます。これは借入金を入れたまま関係から出て参るのでございまして、従つて借入金をいたしますものにつきましまして、この会計で取り扱うので、その旨規定せられていたことであつた。借入金を行ひます場合には負担区分が變つて参ります。一たん借入金を行ひますと、関係が成り立つものは、新規であれ、継続であれ、この会計に入り得るものであります。ただいまの御質問にございまして新規と継続との区分でございしますが、これは現実に、私はそれは申しませんが、ことしの予算では灌漑排水の關係は新規だけがこつちに入る予算が出てゐるわけでございます。これは継続の分につきましましては、昭和三十三年度におきまして借り入れの方式に移ることが事務的に不可能に近いところから参つておるものでございまして、それは負担区分が變る關係であります。負担区分の決定が将来にかかつております分につきましては、新しい条件で政府が仕事を始めまして、地元の御承認が得られれば、その仕事が成り立つていくわけでありまして、従つてその分だけができて

いるわけでありまして、継続の分につきましてはこの借入金方式に移る態勢で仕事を進めになるということであつて、この会計はこのままでこれを包摂して経理できる会計になつてゐる次第であります。

○川俣委員 ほんとうにそういうふうに理解してよろしいのですか。そうじゃないでしよ。予算の上から制約を加えたのではなくして、新規並びに負担区分のできる分を当面目標にして予算を組んだので、予算の上から内容を削つたものではなくして、この程度のもは負担区分が現状においてはできざるであらうというところから、あなたの方は予算を組んだのではないのですか。従つてそういう法律になつておるのじやないですか。私どもの理解によりますと、負担区分がもしできれば、来年から国会において、大蔵省が何と言つてと予算をふやしてさすれば、もつと広範囲にでき、こう理解してよろしい、こういう法律なのか、そうじやなくて、大蔵省と農林当局の間においては一つの協定があるから、法律の明文はないにしても、協定の範囲を出ない、こういう解釈をすべきなのか、この点どちらです。

○中尾政府委員 大蔵と農林当局の間には何の協定もございせん。問題は、借入金方式で参りますというところによりまして、新しい負担区分關係が出て参る。しかし従来継続でやつておりました分は、こういう方式を予定しないで着工されます。そういうことの御理解がなくて地元も納得しておられる分でありまして、それを三十二年度以降政府側で一方的に新規の負担割合の分に切りかえることはできません。従つて

計法で基地区の負担金を取りやめるとあるいは減らすというのをいたしておるのではございません。農政に關係する重要な法案であるところの土地改良法の方でそれをおやりになるのでございます。おやりになったその農民の方々と国との關係は、そちらで済むわけでございます。国の内部におきましてそれをどう取り扱うか、どういふふうにするか、會計法はそういう法律でございます。そういうことを申し上げたのであります。

○小枝委員長 石山權作君。

○石山委員 私人蔵委員として二年ばかりいて、大蔵省のお役人さんの氣質というふうなものをちよつとかがつてゐるのでございます。どうも性格上やむを得ないと思うのですが、集めることに一生懸命熱心でございまして、しかも集めた範囲内で何でも物事をやるというのですから、どうもそこには愛情とか将来性とかいうことをあまり考へない傾向がお金の面ではたくさん現れてゐる。たとえば徴税の場合は大へん熱心で、一人当り二百萬集めろ、三百萬集めろというよりなやり方をやる。今さらそういうことを言つてもしょうがないけれども、この法律を見ますとそういう印象がますます濃厚にあると考へます。これに賛成した方も変だと思ふのです。農家經濟を一番よく理解して一緒にやつてきてゐる方々が大蔵省の金の集め方にすぐ賛成してしまつてゐるが、支払い能力がどうもないという印象を受けてならないのでございます。というのは、農林省から出されてゐる広報だよりに昭和三十一年の農家經濟の概要という数字が簡単に出ておりますが、これを見てみ

ますと、全国平均農家一戸当り現金総収入三十五萬六千五百三十六圓、支出三十三萬三千七百三十五圓、剰余の合計が五萬二千八百一圓、こういう数字が出てゐるのでございます。それと今度皆さんの方が出されておるこの法律を見ますと、年間に五萬二千八百一圓しか剰余がない農家が今度は改良、干拓に入るわけですね。そうしますと生産の価値は工事期間は当初予想したよりそんなに上つてこないというところはだれしもわかることだと思ふのです。それに關して改良の場合は四割二分、干拓の場合には今までの約四倍近くになるような計數が出てくるわけでありまして、こういう点では、よく皆さんの方で、こゝろ二十九、三十年は農家が特に豊作だと言われながら、こういう計數が出てくる。今の干拓の場合は一戸当り大がかり一萬圓くらいしか負担してゐないのに、たとえば四倍出すと仮定しますと四萬圓、それでここに特にあなたの方が出してゐるのは、継続期間中の利子も地元で負担しなければならぬという項目もある。そうしますと、どうして払へますか、払へないという数字の方が強いではございませんか。こういう点はいかがでございますか。

○中尾政府委員 これも実は特別會計そのものではございませんで、そのものになります土地改良法の運用の問題でございます。今回特別會計法を設置する基因になりました新しい負担区分方法は、ただいま御質問にございまして、たよりなやり方でやることを予定してゐるわけでありまして、この点につきましては、もちろんこれによつて早く生産効果があつたという面も考へてはおります。工事自体の効果の經濟性とい

ことを十分考へまして、その妥当な範囲内で適當な負担率をきめようとしてゐるものでございまして、工事が何ほにかかつて、農家の經營なり營農なりと無關係の負担金をきめようとしてゐるものでは決してございせん。それにつきましまして詳細な検討を遂げましてやつてゐるのでございます。土地改良事業を行う場合と一般の農家の場合と違ひます。お示しの数字も一戸当りとまた反當も違ひます。しかし、さういふ一般の統計は統計といひまして、これらの仕事をいたします場合には、特定の地区につきましても、その統計に現れてゐるものよりもさらに恵まれない地域もありまして、また条件の有利な地区もございまして、それらのことは綿密なる計圖と検討を経まして、土地改良事業として成り立つものを取り上げていくわけでございます。御懸念の点はないといふふうに御承知願ひたいのであります。

○石山委員 これは全国概數だから、土地々々によつて違ひだらうと言つて逃げられまふけれども、概括的に農家經濟を調べる場合は、やはりこういう統計が基本にならざるを得ないでございまして、さういふふうな言ひ方は不親切だし、おざなりだと思はざるを得ません。ではなぜこんなものをわざわざわれわれの検討資料に出しておられるのですか。特に私ここで御注意したいのは、この中の残りのうちに、財産利用による収入が五千七百五十圓という計數がございまして、こういう計數を、たとえば五萬二千何はから引いてごらん下さい、四萬五、六千円しかないやありませんか。そうしますと、たとへば私の方の今度の八郎湯も、この特別會計によつて造成の二割を賦課金にされる、国から改良費の金が約二萬五、六千圓、その以後の完成を期するためにまた二萬くらいかかる。そうしますと、たとへば適正反別をどのくらいにお考へになつてゐるか知りませんが、農家一戸当り八十萬圓から百萬圓という金になります。それを二十年で返済するとなると、それを四、五萬かかるじやございせんか。今のようないふ農家經營になつてゐる場合には、新しく入つたところ、もちろん干拓の場合は生産性が高いといふふうな裏づけがあるわけでございまして、けれども、全般から見た計數としては、どうしてもこの賦課の割り振りに對してあまりに酷な数字が出てゐるように思はれてなりません。こういう点はもう一べん御返答願ひたいのであります。

○中尾政府委員 全国平均の数字と個別のものが違ふからといふことで私が先ほどお答え申したといふことは決してないのでございまして。たまたま今御質疑で引用されました資料がそういうものでございましてからといふことを申し上げただけでございます。八郎湯にいたしましては有明にいたしましては個々に建設費もかかり、その利息の負担もかかる、そしてさらに營農をいたします場合には、干拓が終りましたもののおのの後にございまして、その法的ないろいろな施設の経費もかかる、それから營農そのものの経費もかかるわけでございます。それとまた収益見通しとかかね合ひにおきまして十分に余裕のある、さらにその余裕の一部分をもつて充て得る、従つて無理がなくいくという見通しのもとに、ここにその割り振りを考へておるわけでございます。干拓はできましてあとこの營農ができないというよりな干拓を作るといふつもりは決してございせん。

○石山委員 干拓はできたけれども營農ができないといふふうなことは何もない、さう言われまふけれども、利子は払わなければならぬし、賦課金はお返ししなければならぬのでございまして、その言われても与えられた任務といふものをこの法律では緩和するといふ条項にはなつてゐないと思ふのです。そうしますと、せつかく購入した牛馬がつまらぬ抵當にとられる、田も抵當になる、こういうふうな傾向が必然的に生まれてくるわけですね。私の申したい点は、大蔵省の考へてゐる率がわれわれが考へてゐるよりも非常に高いところを目ざしてゐるという点にあるのです。私には説明がどうもピンときません。それから建設期間中も利子をかけなければならぬといふ一つの氣持でございまして、さういふ点もどうも私たちに理解に苦しむ点でございまして。

○中尾政府委員 繰り返して御説明申し上げることになりますので恐縮であります。工事業そのものが目的ではないのでございまして、その中に入植を行ひまして、さらにそれが定着した農家としてずっと永久に成り立つていくといふことを目標としておるものでございまして、御懸念のような取扱ひはいたすものではございません。なお大蔵省の負担率というよりな話もございまして、この問題につきましては大蔵省の負担率あるいは農林省の負担率と

いろいろではないのでございます。いろいろ検討はいたしております。あらましの線も出ていくかと思ひますけれども、それに従っていくのでございます。特に両省の間で何か異なった考え方があるというよりは決してございませぬ。ただ事務は、干拓というものは従来は負担金の形では一文も負担がなかったものであります。それを新しく負担の形が出て参りました。その取扱ひにつきましては、當農の關係につきまして無理のない、十分にそれに耐え得て、しかも仕事の方事うまいくといふものでなければ何にもなりませんので、干拓そのものを作りますのにも莫大な国費を要するのであります。これは役に立たぬものを作つても何にもならないのでございませぬから、その点は十分に検討いたしまして、無理のないよう、成り立つような特別な利益を与えるというわけにはなかなか参らぬかも知れませんが、目的を達する、しかも農民の方々もせいぜい工合よくいけるようにという線を考えておるのでございませぬ。その点はそういうことと決して私どもは違ひないことはいましておらぬつもりでございませぬから、御了承をお願いしたいと思います。

○石山委員 大へんあたたかい御説明をいたして気がなごむような気がいたしますが、しかし今までの風聞を聞きますと、非常にからい考え方を大蔵當局が持つてゐるというふうなわけは聞いております。そういう点、土壇場になると気のゆるめな点が最終的にも生まれてくるというのが今までの例でございました。ですからどうしても私たちはきちんとした逃げ道のないうような、たとへば計數を一応確かめてみたい、こういうふうな思つております。御承知のように国の人口の問題と農家の次男、三男の問題とか、いろいろからみまして今までの開拓事業、開墾、ああいうようなものは、人は突っ込んでみたけれどもほつたらかしておつた。これはやはりいろいろなことを言われておりますけれども、人を突っ込んでおきながらそれに必要なお金を農民に与えなかつた、こういうことに尽きるようではございませぬ。そうしますと今回の場合にはどこにおさまらうと負担率は今までよりも高いといふことをあなたは最初から説明しておられるようではございませぬから、負担率は高くなる。そうしますと今でさえも私たちが見ていますと、賦課金に苦しめられて同じ組合員が組合員を告訴するところまでいく、村に徴収権をあずけるといふような徴収までも示さざるを得なくなつてゐるのが現状でございませぬ。ですから私たちが言ひたい点は、国にもう少しほんとうに農家経済を立ち直らすような気持があるとするならば、特別会計をひいた精神とマッチさせて負担率を早く一つの限度をきめて明示してこの法律を出すべきだ、こういうふうな考えをおるわけなのです。が、そういう点は御説明でございませぬか。

○中尾政府委員 内容はちよつと特別会計から離れますので私から申し上げるのはどうかと存じますが、いすれまた別の機会に御質疑においてももう少し明らかにするのじゃないかと思ひます。私といたしましては、決して無理はしないという先ほどの御答弁の線を考えておるのであります。大蔵省としてそういうのでございませぬ。今回の法案を作ります場合に、従来の負担区分をあるいは法律に合わせないとわからないじゃないかといふことの御意見がございませぬ。しかし事情は非常に複雑でございませぬ。資力が當農に非常に關係あるわけですから、一方で同胞の負担といふことを考えますれば、工事費の關係もまたなかなかこれを輕視するわけには参りませぬ。その両方を見合せまして各方面、農民の方々、指導者の方々、御納得のいく線でこれを出さなければならぬと思ひます。しかし結論においても合理的なものでなければならぬと思ひます。その他の点にもいろいろ問題もございませぬ。それをいろいろ検討をいたしまして、いづれ政令でこれを明確にするといふことになつておると思ひます。ただ考え方は、私がお先ほど申し上げておりましたような考え方であります。工事費をまかなうために當農を犠牲にするといふことは本末顛倒であり、そういうことを決して考へておるわけではありませぬ。逆であります。むしろ當農の上から考へて参りましていくといふことであります。従つてそういう点無理のない穩当である——しかしこの農民でも特別の利益を受けるというところはこれは考へられませぬが、無理のない成り立つ線で考へるということではいろいろ検討しておる次第であります。

○石山委員 當農が成り立つ無理のない線、こういうふうな問題は私はその通りだと思ひます。大いに尊重していただきたいと思います。その當農に無理のない、受益者にある恩恵を与えるような數字設定に當りまして、大蔵省は一体どこからそれを出しになつてどういふ形で、こうしてわれわれが質問してゐるものに理解をさすという段階はどこで求めるか。ほんとうの意味の數字設定に當ります一つの手続上の問題でございませぬと思ひます。

○中尾政府委員 実は今の段階で、まだ政府として手続を踏んできめたものでは決してございませぬ。大蔵省なり農林省なりで見込みと申しますか、大体こういう方向でいきたいという案は出しておるのでございませぬ。すでにお手元にお配りしてあることになつております。

○石山委員 中ごろは大へんいい答弁をいただいたのですが、最終的になりますと残念ながらまだ未確定だといふふうな逃げられるのは、私はこの法律を通す上において非常に残念に思ひます。しかし私たちが十分この問題については協力も申し上げたい、また國民の代表として監視——監視という言葉を使つてはいかぬと思ひますが、十分慎重にこの育成をながめていきたいと思ひますので、機会があればまた當委員會で呼びたいと思ひますから、そのときは一つ御資料を御持参になつて、はつきりしたところを答弁できるようお願いをしまして私はこれで終ります。

○小枝委員長 芳賀貴君。

○芳賀委員 私は特別会計法に關して大蔵省に若干お尋ねします。第一に特別会計の内容の問題ですが、土地改良法の改正の目的の一つで、一方に土地改良の促進を促して、すみやかにその経済的な効果を上げるということが土地改良法の改正における一つのねらいなんです。そのうちはにこの特別会計法と

いろいろが生まれたといふことは大蔵當局も先ほど述べた通りです。そういうことになる、結局この特別会計の中における蔵入面の確保といふことは、工事の完成とか進捗に重大な影響を持つわけなんです。これが完全に確保されなければ、いかに土地改良の方で計画通りの仕事を進行させたいとしても、あなたの方で持つてゐる財布が充足されないと、また仕事が延びるということになると思ひます。そこでお尋ねしたい点は、この蔵入は何であるかといふことをいろいろ列挙してあります。その中で負担金及びその利息ということがあります。これは法律上の解釈からいふと、負担金及びその利息といふのは何をさしておるのか、負担金に付随する利息ですか。

○中尾政府委員 これは明確に書いたつもりで負担金及び利息に分れたのですが、俗には負担金といつておるのに含まれておるものでございませぬ。負担金を國が出しますのは工事が竣工いたしましたからでございませぬ。即時取るものではなく延納になつておる。この延納といふことは特に政令に明確に出してはおりませぬが、実質は延納である。従つてこの利息は延納利息であります。

○芳賀委員 そうすると負担金の概念になるわけですね。負担金を全額納入したときには利息は要らぬといふことになるのですか。

○中尾政府委員 利息は要りませぬ。すぐ決済がつきますから、利息をいたして政府がもうけても何にもなりません。延納利息は、これは負担金をちやうだいいたしまして、それで負担金見合ひの借金を返すわけでありませ

が、その借金についておられますところの利子の見合いであります。すぐ返していただければ両方とも借金は消えますし、要らないわけでありませう。もちろんしかし一時に返していただくとか、一時に負担金を取り立てるといふ制度はきわめて不都合な制度であると存じます。

○芳賀委員 ちよつとそれは変です。土地改良法のあなたの方の解釈は違ひのようです。あなたが今言われたのは負担金を一括納入した場合に利子は要らぬ、そう言つたでしよう。土地改良法の方からいふと、負担金は負担金、利子は利子、別になつておるのですよ。そうでしょう。安田さんいかがですか。

○安田(善)政府委員 負担金の償還金と、今回の借入金によってやつた分の負担金に相当する部分を建設期間中にも負担してもらおうという建設利子と二つあるわけでありませう。法規課長の言われたのは従来の方式による土地改良、従つて灌漑事業につきましても、農民負担は工事完了後十カ年間で元本に償還金利を加へて払ひます。都道府県の負担としては建設期間完了後償還していく場合のことと思ひますが、都道府県が一度に現金で払ひつづけますと利子がつかない。法規課長はそういう意味で申し上げたのだと思ひます。

○芳賀委員 利子の中には建設工事費に対する利子と、負担金に対する利子と二つあるのですか。

○中尾政府委員 どうも説明が不十分だつたと思ひますから申し上げますが、利息が経済的に働きますのは二つあるわけです。一つは金を借りるわけ

です。金を借りて工事をいたします。だから借りた部分について利息がつく。建設工事でもつきます。要するに建設工事が済んで負担金を年賦でちようだいにする、それで返す。その返済するまでに利息がつきます。この利子が一つです。もう一つは工事が完了してから負担金をちようだいすることになつております。そのちようだいするといふのが一時でないために、その間ずつと利息がつく、その利息がございませう。片一方は支払い利息、片一方は受け取り利息です。(それでは二重じゃないか。と呼ぶ者あり)二重ではありませう。建設中の利息と建設後の利息といふことに御了解願ひはつきりますと思ひます。建設中の利息と申します意味はこれは負担金の中に入るもので、建設後もうすでに負担金債務だけが残つておる、その延納分についての利息がここに書いてある利息であります。建設中の利息はこれは負担金の中に入ります。

○芳賀委員 整理して私の方で聞きますが、建設費の利息というのは工事全体のコストの中に入つておるわけですが、結局完成した場合にその借入金や何かで工事費を充足しておるのだから、その借り入れた借金の利子というものは工事費の全体のコストとして入つておるでしよう。その中から負担区分をして受益者にはどれだけ負担させるとか、都道府県にはどれだけ負担させるとか、国がどれだけ持つといふことになるわけですね。だから建設利子といふものは表面に出てこなくともいいのじやありませんか。ですから負担区分をする場合には建設利子という名目では何人もこれは支払ふ必要

はないわけでしょう。問題は負担金にのみつく利子といふものが歳入の方に要求されるわけでしょう。その場合一括して納入する場合には利子は要らぬし、国の方針でたとえば十年とか十三年に負担金を払ふといふ場合には、その利子がつくといふことですか。

○中尾政府委員 先生の御質疑の通りであります。まさにその通りでありまして、重ねて申し上げることはございませう。特別会計法で利子をとるの法は利息が入つてきた場合の整理を書いたものであります。

○芳賀委員 そういふことはわかつておる。ただ性質が何だといふことを聞いておるわけですか。

それからも一つは、今答弁の中にありましたが、特別会計が行つておる借入金の利子といふものは特別会計の負担において行つておるものでありませうか。これをそれ以外の受益者とか都道府県に負担させるといふものとは違ひといふふうに法律でうたつておるのですか、その点はどうか。

○中尾政府委員 ちよつと御質疑の趣旨がはつきりしませんが、御質疑の趣旨が、一応お答えしたいと思ひますが、建設中の利子は払ふわけでもよいといふわけには参りませうので、財政負担で、税金でやつておられます分は、これは立てかへましても従来から利息という觀念がないわけでありませう。従来によりに全部税金でもつて一応負担して、それでいく場合には利息といふ問題はございませう。しかし利のついた金を借ります場合には、これはどうしても払わなければならない参りませう。従来この種の事業につきましては国庫

で、つまり納税者が負担いたします分と、農民の方々が負担いたします分とあるわけでありませう。それから都道府県で負担いたします分がございませう。それらを一応全部納税者の負担にぶつかけておまして、それであつたらこれを都道府県なり、農民の方々から徴収していただくという形になつておつたわけでありませう。その制度である限り、それでもちよん差しつかえないわけでございます。今回の考え方といひますと、本来国が負担いたすべき分、これを納税者の負担にいたしますことは従来通り、都道府県あるいは農民の方々が負担されます分、この分は利のついた金を借りて充てるわけでございます。それで従来は都道府県なり、農民にかつて納税者が負担しておつた分はどうかと申しますと、これは工事を促進いたしますために国庫の負担分を繰り上げます。国庫負担分にそれを充たいたしまして、工事の進捗をはかつておるわけでございます。

○芳賀委員 私の聞いておるのは、第十四条の借入金の規定があるでしよ、この会計の負担において工事別に借入金をするといふことなのですから、特別会計の負担において必要な借入金をやるのですよ。ですから借入金に対する利子の支払い等は、特別会計の責任においてやるということになつておるのです。それであなたの今の答弁からいふと、その借入金のうち、国が負担すべき工事費の部分について国がその利子を払ふけれども、それ以外の分に対しては、特別会計の負担において利子を払ふといふようにな、そういう説明をあなたはしたわけ

です。この法律で見ると、これは特別会計の負担において借入金をするといふことだから、当然行つた借入金の利子といふものは特別会計の負担において、責任において、これはやるべきことなのですよ。それが本筋なのですよ。そうじゃないですか。

○中尾政府委員 この会計において負担するにございませうが、これはこの会計の経理区分に属するといふ意味でございませう。別に法律的に、特別会計が民法的な意味で法律の権利上の権利主体になるといふわけではございませう。経理の区分を示したものでございませう。借入金をいたします場合、この事業が直轄事業でございませうから、その財源をいたしましては当然歳入をもつてまかなうのであります。これは国の借金でございませう。なお先ほど私が御答弁申し上げました中で、国が負担する分といふことを申し上げたといふ御質疑でございませうが、私はそういうことを申し上げた覚えはないのでございませう。納税者が負担する分であるが都道府県あるいは農民の方々が負担する分であるかといふことで申し上げております。

○芳賀委員 だからあなたの言う納税者が負担する分といふのは、やはり国が負担する分をさしてゐるのですか。そうじゃないのですか。

○中尾政府委員 国が負担する分といふことは二つの意味があります。納税者が負担するといふことで、私は先ほどは申し上げたのでございませう。しかし納税者が負担いたしません分が都道府県が負担する分、農民の方々が負担する分、その工事をを行います場合の支払い責任は、直轄事業である以上は

国にあります。これは歳出にいたします。従つてこの財源は歳入にとらなければなりません。そういう意味で法律上の受け払いの国でございします。経済的な意味のそれが負担するかと、問題につきましてもは納税者の負担にする、都道府県の負担にする、農民の方々の負担の分、こういうことが法律上の建前といたしまして分れておるわけでございます。しかしいづれにいたしましても、金を取りまゝめて使いますのは国であります。そういう意味から申し上げますれば、これは全部国でございします。

○芳賀委員 どうも法規課長の言われることは非常に丁寧な答弁なのですが、別に聞かぬでもないようなことをあなたは言っているのです。だからこれは特別会計が利子を支払う場合は、別にそれがすぐ受益者に転嫁させるというふうな仕組みじゃないのでしょ。借入金金利というものは特別会計の歳出の方でちゃんと出すのですからね。だから特別会計の中でも借入金と利子というものは、歳入歳出で経理されてしまふわけなのです。問題は、この負担金なるものことさら利子をつけるという、この法律の中におけるこういう行為というものは正常なものであるかどうかということにむしろ問題があるのですよ。その点はどういふふうに考えておられますか。

○中尾政府委員 それはその特別会計法の問題ではございしませんで、土地改良事業の負担区分の問題でございします。負担区分のやり方といたしまして、国が——国と申しますか納税者が負担いたします分、これは利息のつかない

金でございします。そのままで。それから都道府県と農民の方々が負担いたします分につきましては、特にその分だけ利のついた金を借りましてやる分でございますから、その分に利息がつきます。もちろん従来、都道府県あるいは農民の方々が負担すべき分は、利息のつかない金でもって実は前貸しをしてもらったわけでありまして、それをやめまして、農民の方々に負担分の立てかえを、特に利のついた金でやろうといたしておるのではありません。従来とも立てかえましておりました分は、これを立てかえしませんかわりに、国の方で負担いたします——国と申しますか、納税者が負担いたします分にこれをつけ加えまして工事の促進をはかろうとしておるものでございします。そういう関係でございしますから、利のついた金をもつてお立てかえしている分につきましては、これをちやうどいいいたすことにしませんと勘定が合いません。しかしそれによつて別に、納税者の方々の農民の方々に對する援助の手をゆるめたわけではございしません。これ以上にもし何とかするといふことになりますれば、あるいは新規の納税者負担を増すとか、あるいは先ほどもいろいろ御心配がございしたように、この会計で経理しない方の分に充てられる財政負担をこつちへ取り込んでしまふという結果になるわけでございます。そういうことは考えておらぬのであります。

○芳賀委員 その負担金を工事完了後に徴収するのですから、そういう利子なるものがあるとしても、それは負担金の中に入れても別に差しつかえない性格なのです。負担金を義務づけ徴収するの何ら怠慢も、過失もないのに利息を払えというものは、これは理由にならぬと思う。そういう当然正當な理由があるとするならば、これはむしろ負担金の中へ、たとえば利子と称するものをその中へ算入して、そうして負担金として徴収するということは、これは何も間違ひではないと思うのです。が、特別負担金に利子をつけるというのは、今までの通念上からいくと、どうしても理解できがたいことだから私は聞いておるわけです。

○中尾政府委員 その場合の利子は建設中の利息でございしませんで、工事竣工後の利息のことをさしておられるのだと思ひます。工事竣工後に分割の負担金徴収をいたします場合に、利息をつけておられますのは従来からの例でございします。別に事新しい線を出しておるわけではございしません。従来から分は、立てかえした金もともとと納税者の金でありまして、これは利息の概念のないものでございします。ほんとうの意味の、純粋の延納利息でございします。今回はそういう延納利息であるといふことと同時に、これが借入金の利息と見合つておるものであります。その点で見合ひの関係が生まれた点が加わつただけで、従来の考え方の範囲内のものでございします。

○芳賀委員 私はあなたが法規課長だといふから法律上のことを根拠にして聞いているのです。ですからこれを政府機関の、たとえば金融機関とかいろいろな特別会計があるが、やはり性格によつては、たとえば農林漁業金融公庫にしても、産投特別会計からの出資とか、あるいはそれ以外の、借入金だけでやつていっても、借入金だけで

やつていく場合には、今度はコストが非常に高くなつて、現在定められた所定の利子で農民に貸すことができません。ですから国民の税金ではあるけれども、利子のつかない金を政府出資という形で、資金造成の中へそれを入れて、そうして金利の低減をはかりながら、一定の水準以内において、やはり低金利の金を有利な条件で農民に貸し付けるという方法をとっている仕組みがあるし、あるいは食管会計の場合だつて、これは特別会計ですが、やはり赤字が出た場合、これは一般会計から繰り入れるとか何とかいうことで、会計のバランスをとっているわけでしょう。だから土地改良特別会計だから、どうしても利子の分は利子の分であくまでも嚴重にとらなければならぬといふことはなかつたか。これはやはり政策の問題だと思ひます。ですから特別会計が行う借入金の利子というものは、それは農民に負担させないといふ一つの政策的な考えといふものがある場合には、何も負担金から利子を取らなければならぬといふことにしなくても済む場合もあると思ひます。絶対にこうしなければならぬという原則とか原理的なものはないと思ひますが、いかがですか。

○中尾政府委員 御質問の通りでございします。別に法律的な問題ではございしません。今の御質問にございした政府出資とそれから財政的融資のからみ合せ、これも別に法律的なものではございしません。おのおの、たとえば低家賃住宅を作る場合はどうである、道路を作る場合はどうであるという場合の法的な目的に應じましたところの金利といたすものを、負担の能力というものを

考えまして、それに合うようにあんなにいたしておるわけでありまして、今回の場合につきましても法律の問題ではございしません。ただ営農関係とか、行方仕事の経済効果から見まして、適當なところでこの利息を考へておるものであります。ただその場合に利息を付するといふことが新しい問題ですか、それを取らざるを得ない理由、取ることが納税者と農民の方々の負担区分の整理の關係から申しまして、適當なものであるという御説明を申し上げておるわけでありまして、政策的に見れば、この利息をどこに持たすかといふことは、結局農民なり地方公共団体なりと、納税者との間にいかなる負担区分を設けるかという問題に歸するものであります。まさに政策の問題でございします。しかしながら、今回政府がこの考え方を打ち出しましたのは、これによつて決して新たに一般納税者の負担を増すということではございしません。それからまた地方公共団体、あるいは農民の方々の負担を増すという趣旨でもないものであります。経済効果が上つて、農民の方々は若干案になる、その案になるさらにその範囲内で利息も負担できる。しかも納税者の方々に對しましても御迷惑はかけない。しかもこの会計に属しませんで、継続でやつておられます方の工事についても、御迷惑はかけないという線でございます。それで借入金金の道を開いたわけでございます。借入金自体も大体低金利の金を考へておる次第でございします。御了承願ひたいと存じます。

○芳賀委員 ただその場合、受益者の負担が重くなるのですよ。これは現行は特別会計による場合の特定改良事業

は特別会計による場合の特定改良事業

の場合の負担区分とか利子というものを比較すると、たとえば灌漑排水事業の場合には、今まで都道府県あるいは地元受益者は、事業者の四〇％であつたのが、今度の場合には四二％に建設利息がつくことになるわけですね。それだけ負担が重くなるわけですね。それから徴収期間は今まで都道府県は十三年、それから地元受益者は十年だつたが、今度は都道府県及び地元受益者は十一年ということになっている。これも若干やはり地元が苦しくなってくる。それから利子率においては、現行の場合には、たとえば地元受益者の分は五分だつたのが、今度は六分ということになる。だからこれは明らかに都道府県とか地元受益者というものの負担増になっているのですよ。そのことは、逆にいえば納税者の側の負担軽減ということに、あなたの言をかりていへばあるいはなるかもしれないませんが、とにかく公共事業として今まで行なつたこれらの直轄事業等が、やはり受益者の負担増によつて今後やつていくという形が現われてきたということ、これは否定することはできないでしょう。いかがですか。

○中尾政府委員 どうも負担区分の割合と税金の税率との相違が混同されているのではないかと思ふのであります。税率でありましたら、相手の経済状態が変らない限り、その率が上れば、それは負担の増であります。これはあくまで受益者負担であります。受益者負担のレティヴな関係でお考え願ひませんか、出て参らぬわけでありませう。先ほど来いろいろの御議論もございまして、農家の負担力あるいは農家の収益、そういうようなもの

に対する関係からこれは出てくるものであります。それらのものとの相対的な関係においてこれが高くなるか低くなるかということをお検討をお願いしたいのでございませう、そういう関係から見ても参りますと、先ほどの御議論がございまして、新規の分をこれに取つておるといふことであります。これにつきましても、少くともその負担区分の関係におきまして、新しい方法によりまして、従来のよりも負担を増す、あるいは農家の受益をこえようという形にならぬものを取つておるのでございませう。しかし継続の分につきましても、必ずしもそういう検討をしないであつたものであります。今後の検討によりまして地元の御理解もあればそういう線によると申し上げたのは、まさにこれに符合するところでございませう。

○芳賀委員 次に輸出関係で、国が施行する埋め立てまたは干拓の工事によつて生じた用地の売却代金、これが輸入になるわけですね。これはたとえば公有水面の埋め立てであるとか、あるいは干拓事業であるとか、国営でやつて、そうして造成された農地の売却し代金という意味ですか。

○中尾政府委員 農地につきましても、原始取得という形になります。これは農地ではない。農業以外の用途に充てる土地が、たまたま干拓によりまして一緒にできます。その分で、有償で売却し代金をいたします分でございます。そこで売却代金ということになつておりまして、農地については、売却代金の事例が起きません。従つてこの該当を見ません。

○芳賀委員 それはおかしいじゃないですか。せつかく一反歩十万円以上もかけて国営で農地の造成をして、その造成した農地の売却代金とか処分を行うという代金こそ、その代価こそこの収入財源の一番最たるものだと思うのですが、そういうものを見ないといふのは、どういふわけですか。

○中尾政府委員 これは必ずしも負担金とか技術的な問題でございませうので、開拓あるいは農家政策といったしまして、土地は比較的新しくできたものであります。これは原始取得という形を考えているわけでありませう。ちろん工事の方につきましても、工事代金の負担金の形でその受益を徴収するという形を考えておるのであります。

○芳賀委員 私の聞いてゐるのは、工事的に埋め立てと干拓というものは、これは農地の造成でしよう。そうじゃないのですか。でき上つたのは商品と有権の隔隔は異なるようなことになるのですけれども、造成された農地というものはやはり国の財産になるのでしよう。それを処分も何もしないでおくというのは変じゃないですか。そういうものが輸入に入つてこなければ、特別会計といふものはうまくいかぬと思ふのですが、どうですか。

○中尾政府委員 土地を作りますのがもちろん干拓でございませうけれども、これは有償で売ることが決して目的ではないのでございまして、これが農地として利用されて営農が發展していく、農家経済が發展していく、いろいろな農政問題の解決に持つていくというものが趣旨でございまして、その関係で土地の取扱ひにつきましても、それにふさわしいような原始取得という形をとつておるのでございませう。なおこの工事そのものをやります場合に金がかかる。それについてはちろん財源が必要でございませうが、それは土地を売るといふような感觸ではございませう、工事による受益といふような関係を考慮いたしまして、それと建設費用の分担、両方の考え方をまぜ合せたものでもつて負担金という觀念で取り上げることが一番適當であり、御納得を得られるものであるという考えで、そういう制度になつておるのであります。

○芳賀委員 これは機会にして、今後は国営で造成した農地は無償で農民に与えるということにするわけですね。

○中尾政府委員 国営の干拓、埋め立て工事によりまして造成された農地につきましても、そういう取扱ひになります。

○芳賀委員 国有の財産を無償で譲与するといふことですね。農地というものは開墾によつて造成する場合もあるのです。ですから今後国営の農地造成がされた場合は必ず無償で農民に譲与する、そういう明確な方針であるといふふうに解釈して差しつかえないですね。

○中尾政府委員 実体的には御質疑の通りであります。ただ形式的に申し上げますと、国有にレジスターしましてそれを有償で譲渡するといふ形をとります。これは分担金を払ひ、受益者負担を払ひということによつて、原始取得というように立法政策的には形をとつておるわけでございます。

○芳賀委員 これは重大な問題である。国有の財産を無償で譲与するといふことは、これは法律もありませうけれども、造成された農地を無償で譲与するのですから、明確にそうでしょう。負担金をとるからというのでは、それは申しわけにも弁明にもならぬと思ふのです。今後国営によつて造成された農地といふものは無償で譲与するといふことで明確にいくといふふうになり、御理解するけれども、それで間違ひありませんか。これは農地局長と大蔵当局——といつても大臣でも来てもらわなければ困るのですかね。

○安田(善)政府委員 干拓事業に關します土地改良法の改正案におきましては、農林省が行います国営の干拓事業によつて造成された土地で、農林省の事業でありますから主たる目的は当然に農業用の土地に使用したいのであります。その際に干拓予定地に入られる入植農家、その方々には国が公有水面埋立法に基づきまして埋め立て、干拓の事業を行ひまして、その事業の完成の日に通知をいたしたのであります。が、あらかじめ入植選考をいたしまして、配分の申し込みを受けまして配分の通知書を送ります。そして工事完成の日に通知を受けた方が所有権を取得する、こういうふうな法律構成をいたしまして有償無償という概念をとらない。もつて農業政策と農地政策を照応せしめよう、こういう意味でございませう。

○芳賀委員 農地法といふのはまだ現存してゐるでしよう。公有水面の埋め立ての場合、それが農地に造成された場合には、今度はその管理費をどうするとか、その対価をいかにして算

定するとか、それらはすべて現在の農地法の規定の中に明記されているわけですね。そういう現行法律を施行しないで、こういうわけのわからぬ、全く理解に苦しむような、しかもただ表面から見れば、国が造成した農地を、いかにも農民に無償で与えるがごとき觀念を植えたつながら、実質的には負担金と称して、対価と比較した場合にそれ以上のものを巻き上げるというふうな政策というものは、これはとるべき手段じゃないと思うのですがいかがですか。そういう考えというものは、農業政策の上からいっても、国の産業経済政策の上からいっても、何に根拠を置いておるか、一応お聞きしたいのです。

○安田(善)政府委員 現行法の農地法におきましては、干拓地を入植選考するお方々に売渡契約書を渡しまして売り渡しをしております。そういう法律構成を持つておりますが、農地法の意図いたしますところを、昨日も申し上げましたが、抵触せしめないで続けようとしていく、こういう土地改良事業としての性質が干拓事業ではきわめて濃厚で、現行法でも干拓事業は土地改良事業であるといましておりますので、農家、農業、農地政策、財政力と農家の負担、この三者を考え、調整せしめまして一番いい案と考えたのであります。従いまして、その限りにおきましては、農地法で干拓地を売り渡して参るという規定を、今回の改正法律案におきまして改正しまして、干拓におきましては、事業手続の開始から配分、管理に至りますまで、一貫して改正案によりたい、こういう改正をお願いしておるわけでありまして。

○中尾政府委員 ただいま農地局長から御答弁があった通りでございます。○芳賀委員 この点は直接特別会計法にはないのですから、当農林委員会において土地改良法の改正法案審議の場合に十分だしたいと思うわけですね。

次にお尋ねしたい点は、第七条に歳入歳出予算計算書の作成及び送付に関する事項が出ておりますが、この中で計画的に事業を実施する場合においては、やはり全体の事業実施計画というものがこの中に必ず出さなければならぬ書類として必要じゃないかと思うのです。たとえば工事の開始日とか完成の時期というものを明らかにして、そして毎年度の事業実績の報告等をする場合においても、あと残事業がどれだけあるとか、これはあと必ず何年間に完成するのだというところを、毎年々々事業の進捗に伴って出す必要があると思ひますが、これにはそういう点が明確になっておらぬようでありまして、この点はいかがですか。

○中尾政府委員 第七条の規定は、この予算との関係におきましてあるいは決算にもあとで関連して参りますが、その関係におきまして財政面の方に負担したものは幾らであるか、発生した債権は幾らであるかというふうなことを中心といたしまして添付いたします書類になっております関係上、この程度にとどまるわけでございます。なお御質疑にございました、おそらく七年度で完成するといふような間隔をもう少し法律の上に出したらどうかというふうな関係からの御質疑かと思ひますが、この点につきましては、これは法律事項にちよつとなじみません。問題は各年度の予算の問題に

なるわけでありまして。なおこの予算の各年度の計上額につきましては、あらかじめ法定しておくとするは予算と法律との関係上適當を欠きますし、問題は方針の問題でございます。この会計を作りまして、こういう態勢でやつておくといふことになった裏におきまして、工事を促進したいという気分が十二分にあるわけでございます。そして、その関係におきましてこれを七年、ものによつてはもっと早くなるという速度でやつていくというものが政府の方針でございます。本年度の予算も別にこれと異なっておりません。その方針に従つて組んでおるわけでございます。しかもこの際かかる提案を行方方針を立てましたつきまして、別に納税者の負担を新たに増したわけでもございませぬし、農民の方々に對しても受益に合わないような不合理な負担をふやしたということでもないのでございまして。少し手前みそになります。四八方うまくいくという形に到達したわけでございます。そういうことで御了承願ひたいと思ひます。

○芳賀委員 ただいま私の質問した点は、歳入面において具体的に計画的に充足されない不確定なものがあるから、やはり計画書とか、明らかなものは出せないことになるのです。たとえば一般会計からの繰り入れにしても、第五条では、「政令で定める金額を除き、予算の範囲内において、一般会計からこの会計に繰り入れる」ということになっておるのですが、「予算の範囲内」といふことになる、これは不確定要素なんです。こういうものが歳入面に包蔵されるということになると、

この工事の完全実施ということはできる場合もあるし、できない場合もあるということになるのですから、そういう不安とか不確定なことではないようにするには、この会計法の中をもう少し充実しておく必要があるのではないかと、いふふりに考へるのですが、その点を農地局長と大蔵当局にあわせて聞いておきたいと思ひます。

○中尾政府委員 特別会計法は金の取扱いの整理に関する法律でございます。で、当該の目的のために何ほどの金を用いるかということにつきましては、これは予算の問題そのものでございまして、この前御議決もございましたように、この前御議決もございましたように、御決でお願ひをする問題にならざるを得ないのでございまして。ただしその予算も、本年度は促進の態勢で組んでおられますし、それが国家財政の全体にとりまして、決して無理な予算を組んだわけではないのでありまして、きわめて無理のないところで、しかも促進していく形になっておりますから、その促進は期せられるというこの御説明を申し上げておるわけでございます。それに尽きるわけでありまして。

○安田(善)政府委員 政府案として御提出いたしました法案が一番適切であると思つておるのでございまして。

○井手委員 私はこの二法案については多くの意見を持っておりますが、非常に時間が詰まつておるようでありまして、会計法については、後日大蔵委員会におきまして質問をいたします。特に委員長にお願ひしたいのは、この特別会計法に関連する基本法である土地改良法の一部改正案について、後刻十分な質問の時間を与えて

いただきたいというところをお願いいたします。ただいま大蔵省の法規課長のお答へによりますと、この特別会計は事業を促進するために設けたものであつて、大體埋め立て、干拓事業などはおひね七カ年以内でやりたいというお話でありましたし、本年度予算の繰入額もその方針にのつておるとおっしゃいました。その通りでございますか。

○中尾政府委員 先ほど御答弁申し上げたことそのままでございます。それからこれを七年で完成するという方針になっております。ものによつてはもっと早くなるかもしれません。

○井手委員 それでは参考までに農地局長にお尋ねしますが、埋め立て、干拓工事の三十二年以降における総事業費は幾らでございますか。

○安田(善)政府委員 お手元に提出しました資料にも書いてございまして、総事業費が干拓におきましては六百二十一億五千八百四十四千円、今採択してある事業についての事業費は決定しておりますから、手戻り工事あるいは災害その他が起きない場合に、今の事業費について申し上げますと、三十二年以降の事業費は四百六十五億六千四百三十万七千円になります。これは直轄、代行を通じましての額でございます。

○井手委員 四百数十億に上る事業費に對して、三十二年度はわずかに三十数億にすぎないと思ひます。こまかい数字は省きますが、特別会計を設ける以上は、やはり今おっしゃいました大體七カ年で完成できるという見通しを持たなくては、私はこういう特

別会計の法律案は出せないと思ひます。後年度において財政の都合あるいはいろいろな経済の変化などによつて伸縮はあるかもしれせんけれども、少くとも初年度においては大蔵省が予定して七カ年でできるだけの予算を一般会計から繰り入れるだけの熱意を持たなくては特別会計法案を出す価値は私はないと思ひます。ものによつては七カ年以内でもやりたいとおつしやいました、いかがでございますか。

○中尾政府委員 熱意と申しますか、熱意はもちろんです、財政計画といひまして、これが工事を七カ年以内の期間で完成するという計画に沿うように組んであるものでございます。従つて継続のものもございします。そういうものにつきましては七年を待たないでどんどんできていくわけでございます。

○井手委員 今のは答弁になりません。継続のものはすでに十年も十何年もかかつておるものはあと一年で完成するものもありましよう。しかしそうでないもの、ほとんどのものは継続中、あと七年も十年も十何年もかかるようなもの、これを事業開始からあるいは残工事を少くとも七年以内にやろうというならば、少くとも七分の一の予算は初年度には組まなくては私にはこんな法律案は出せぬと思ひます。この予算の一般会計からの繰り入れはどがその方針に沿つておられますか。

○中尾政府委員 七分の一繰り入れるということには必ずしもならないのでございまして、工事の都合——個々の工事の現場はいろいろ分れておるわけでございます、それらにつきまして

せいでいられるものを見まして、それで組み上げて作るわけでありまして。大きな入部湯のような工事も採択しているわけであつて、それを急いでやる時期になりますと、こし計上した金額と同じ金額を組み上げたということではないのであります。そのときはまたそのときの問題でございまして、ただ方針といたしまして、そういうふうに取り急いでやるという方針を考へておるといふことを申し上げたのでございします。

○井手委員 数字をもつて七カ年内ならばできるという規模を明らかにしてもらひたい。どうもあなたの答弁じや納得できません。財政の都合によつて、本年度は予定通りにはいかないけれども、次の年度あるいは後年度においてははもとより予算を増額してやりたいというお答えはよく大蔵省から聞くのであります。しかしあなたのように、初めから数字が合わないものを予定通りやつておられますなどという答弁は私は聞いたことにはないのです。残事業量が五百億近くにもなつておるのに、三十二年度には三十数億圓しか事業をやらぬじやないですか。どうして七年以内に完成できますか。

○中尾政府委員 七分の一を本年度組んだということでは決してないのでございまして、こし予算の問題からいきますと、これは数字は七カ年に完成できない予算になつておるのではないかと御質疑であります、決してそういうことではないのであります、大きな工事もございまして、本年度の仕事の段取りもございまして、それに即応してこし予算は組んでおるものであります。しかしながらそれに

即応して組まれた予算と申しますのは、急いでやるという計画に即した予算になつておるのでございします。

○井手委員 時間を非常に急いでおられるようですから、あとで大蔵委員会に聞きます。このように、予定の経費の何分の一にも達しない一般会計からの繰入金でやろうなどというこつについて、私は非常に疑義を持つておるものであります。しかも先刻指摘されたように、もし特別会計をやつた方がよいといふことであるならば、一般会計の予算ではまかない切れないもの、あるいは借入金をもつてやつた方が妥当であるといふような場合には、そういうことも起るであらうましよう。しかしこの借入金は全部地元負担金です。先刻御指摘になつたように、従来特別会計は設けなかつたのがあなたの方の原則なんです。公団も設けなかつたのが原則である。その大蔵省が何ゆゑに特別会計を設けられたか。事業促進だけではこれは意味をなしません。もしその熱意を反映しようとするならば、一般会計の予算をふやせばいいわけですか。もし特別会計のいろいろな都合でできないといふことであれば借入金をもつてやる、そういう場合には特別会計もいいでしうけれども、国の負担をもつてやるべきものを借入金にしたわけではないのでございまして、その意味では特別会計を特に設けられる意味は私はないと思ひます。これに対する御見解を伺ひたいと思ひます。

○中尾政府委員 借入金をいたしますのは地方負担並びに受益者負担の分だけでございます。しかしすでに借入金をいたしまして事業を営んで参りまして、負担金と見合い、その元利の計算

もいたさなければなりません。そういうような入り組んだ分を明確に処理いたして参ります場合にはこの特別会計が必要になつてくる、これがこの特別会計を設置した必要の理由でございします。ただその理由がよつて生じたかゆえんはどうかと申し上げます。事なるならば、工事の促進である、その工事の促進のためには、従来から一般会計の税負担で立てかえておりました分を金融負担に乗りかえたといふことが一つ、さらにその乗りかえて金融資金を導入いたしましたほか、一般会計で従来立てかえておりました分は国庫負担の、いわゆる納税者負担の分はまたこれをプラスしたといふことが一つ、さらにかかる事業を行なつて参りますと、またいろいろな歳入を生じて参るわけでありまして、それらのものを一般会計で処理いたしました場合には、ほかの歳入に混入いたしました場合には、識別することが技術的に非常に手間がかかるかあります。そういうようなものをこの会計に整理いたしますことによつてかえつてはつきりして参るわけでありまして、これらの点もあげてまた工事の促進に投ぜられる道を開いておるものでございします。

○井手委員 時間がありませんからもう申し上げませんが、国の負担、予算はふやさぬで地元負担金をうんとふやして、ふやすために特別会計を設けるようなこつは会計法は私どもは反対です。しかもある地帯においては地元負担金は一反歩十萬圓にもなる、しかもそれに対して利子を取るなどといふことについては、私は法律上も財政法上もあるいは実務問題としても非常に疑義を持つております。それはあとで

農林水産委員会あるいは大蔵委員会であらためて慎重にお尋ねすることになつて、私の質問はこの際はこれで打ち切ります。

○川俣委員 この際関連して、石山委員並びに芳賀委員からの質問に対する答弁について質問をいたしたいと思ひます。表現としては必ずしもこつう表現なのかわかりませんが、農民の負担力の限度内において負担金を課するように考へておる、それからもう一つの表現は、経済効果のあるところに土地造成を行うのであつて、経済効果のないようなところにはやらないのだ、こつう表現であつた、そのように理解いたします。そこで私お尋ねしたいのは、農民の負担力の限度内という表現並びに経済効果があるかないかといふことは、結局生産力にそれに伴うかどうかといふことであると同時に、その生産されたものの価格が幾らか、こつういふことによつて決定されると思ひます。農民の負担力がある、ないといふことは、結局生産されたものの価格によるわけなんです。経済効果も結局生産された農作物の価格によるわけなんです。あなたの説明によりますと、この価格の方は別建てであつて、単に負担力があればいい、コスト主義からいって負担力のある限度内においてやるのだ、農産物の価格が上れば負担力が出てくる、こつういふことで、価格のことは別建てといふお考えのように聞えんたんですが、そのように理解してよろしうございしますかといふことが一つなんです。それからもう一つは、米価決定に当りましては、今まではこつういふことが要素にはなつておりません。大蔵省でも小作料の中どこを基準として

米価決定の要素といたしております。こういう新しい案をとりますれば、現在までとって参りました生産費補償方式並びに生産費補償の意味から申しましても、あるいは食糧管理法からいたしましても、再生産を確保するに足る生産価格でなければならぬという点からいたしまして、こういう取得価格をとらせますと、それが米価決定の重要な要素となることを十分考えてこの特別会計法をお作りになったと見てよろしいのかどうか、それはやはり別個の問題だと考えておられるのかどうか、これは近く米価審議会が開かれた場合におきましては、従来の方式よりもこの方式をとりますと、今度は予算米価を決定いたしました方式を変更しなければならぬ重要な予算変更を伴う結果がくることを十分お考えになつて提案されたのかどうか、この点について承りたい。

○中尾政府委員 農産物の価格に全然関係がないかといひますれば、結論としてこれはございません。ただそう申し上げますとまた誤解がございますのでつけ加えますが、農産物価格の問題が農家経営の問題につながる問題であることは当然であります。そのことは、こういう方式をとることによつていたしました場合も同様でございます。この方式は、その農産物の価格が現在のままの姿である場合に、この事業を行いましたところの生産力、農家の負担力——負担力と申しましても決して税金的な意味の負担力ではないのでありますから、結局経済効果と同じことになると思いますが、その範囲内で、得られたものの範囲

内での御負担を願うということになつておるわけでありませう。

さらに価格の問題に触れますならば、納税者との負担区分をどうするかというものであるならば、この方式のみならず、いろいろな土地改良事業全体の負担区分の問題に関連してくるかもしれません。しかし本件で特に負担区分の新しい型を出したということにつきましては、価格に対する関係はほかのものと同じでございます。従つて御質疑の第二段の点も、私のこの答弁で尽きておると思ひます。

○川俣委員 これは大へん違ひのです。大体米価は一本価格。農地法は、農地から上つてくるものは、収量は別といたしましても、生産の不足などころは価格で見るといふことで、平均的に土地の値上りを来たさないように、小作料の値上りを来たさないように、経済の安定をはかるということが、基本になつてきておるわけですが、従つてこの売り渡し価格をもつて、将来小作料に影響しないことを期待しているわけですが、土地造成のコスト主義から負担行為によつて土地価格が上るといふことになれば、その生産されたものは、それらの負担行為を行つた土地の上に生じたものでありますから、当然生産費の中に重要な要素として見なければならぬ。そういたしますと米価が上らざるを得ない。特に生産費所得補償方式よりまして、八十なら八十、八十五なら八十五——バルク・ラインをとりますれば、最高八十五ないし九十のバルク・ラインにこれらのものが存することは計算上明らかでございます。そうするとどうしても米価を上げなければならぬことをこの制度は認

容するというふうに見なければならぬ。これをもつて計算いたしますと米価は上らざるを得ない、米価が上ると予算を直さなければならぬといふことを考へながらこの法案を出されたか。これは米価の決定の上に重要な変更を与えることを提案されたものなんです。

○中尾政府委員 米価の決定はまた決定の問題でございます。御質疑のようない関係もあるいはあろうかと存じます。しかし本件の負担区分のきめ方の要素は、前項の米価におきまして算定いたしました、無理がない姿でバランスをとつております。

なお将来における米価の変動といふことを考えれば、またその他の変動といふことも考えられるわけでございます。して、この場合には、そこでもつてお互いに収入も支出も均衡がとれるといふ関係になると存じます。従つてこの関係で、米価にはね返るという筋合いのものではない、こういうふうに考えております。

○小枝委員長 他に御質疑はありませんか。——なければ、これにて連合審査会を終了いたします。

午後一時五分散会